

- 1 会議名 決算特別委員会（第2日）
- 2 開催日時 平成29年9月27日（水）午前10時00分～午後5時7分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者
1番 杉浦康憲、 6番 黒川美克、 7番 柴田耕一、
8番 幸前信雄、 9番 杉浦辰夫、 12番 内藤とし子、
14番 鈴木勝彦、 16番 小野田由紀子
- 5 欠席者
なし
- 6 傍聴者
2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、 10番 杉浦敏和、
11番 神谷直子、 13番 北川広人、 15番 小嶋克文、
市民1名
- 7 説明のため出席した者
市長、副市長、教育長
企画部長、総合政策GL、総合政策G主幹、人事GL、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民窓口G主幹、市民生活GL、
税務GL、税務G主幹
福祉部長、地域福祉GL、介護保険・障がいGL、介護保険・障がいG主幹
福祉まるごと相談GL、生涯現役まちづくりGL兼保健福祉GL、
保健福祉G主幹
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL

都市政策部長、都市整備 GL、企業支援 GL、都市防災 GL、上下水道 GL、
上下水道 G 主幹、地域産業 GL
学校経営 GL、学校経営 G 主幹
会計管理者
代表監査委員
議選監査委員
監査委員事務局長

8 職務のため出席した者
議会事務局長、書記 2 名

9 付託案件

議案第 51 号 平成 28 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第 1 号 平成 28 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 28 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 28 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 28 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 28 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 28 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 28 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 28 年度高浜市水道事業会計決算認定について

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日の委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立しましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、6特別会計並びに議案第51号及び1企業会計についての質疑を行います。一般会計につきましては、歳入・歳出と分けて質疑を行い、歳入は一括質疑、歳出は款ごとに質疑を行います。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入・歳出一括にて質疑を行います。議案第51号は、関連上、企業会計と一括議題として質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、当局におかれましては、質疑に対し適切なる御答弁を行っていただきますよう、お願いいたします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数及び款・項・目・節等をお示しいただき、必ずマイクのボタンを押してマイクを自分のほうに向け、赤いランプが点灯していることを確認してから御発言いただきますようお願いいたします。また、発言終了後は、マイクのボタンを押してマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並びに議案第51号及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。

認定第 1 号 平成 28 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

《歳入》

委員長 まず、歳入についての質疑を許します。

問（7） 主要施策成果説明書の 16 ページ、市税の税目別の年度比較表をお願いします。市税の合計、27 年度と比較して約 6 億 6,600 万円、約 7.7%の増となっておりますのでけれども、まず増額の内容としては、主に平成 28 年度補正予算で説明を受けた法人市民税の増によるものということは理解しておりますけれども、その他の増減理由、平成 28 年度決算の特徴などを教えていただきたいと思ひます。

答（税務） それでは、主な税目ごとに増額理由等をお答えをさせていただきます。17 ページの収入済額の比較欄をごらんいただきたいと思ひます。

まず、個人市民税の計ですが、平成 27 年度と比較し、約 6,600 万円の増となっております。これは、人口の増に伴い納税義務者が増加したことによるものです。

次に、法人市民税の計でございますが、27 年度と比較し、約 4 億 4,800 万円の増となっております。平成 28 年度に補正予算で対応しました、自動車関連企業の資産売却による、特別利益による増が主な内容でございます。

次に、固定資産税ですが、平成 27 年度と比較し、約 1 億 1,400 万円の増となっております。増額の主な理由は、開発等により宅地がふえたことによるものでございます。

次に、軽自動車税ですが、27 年度と比較し、約 1,400 万円の増となつてございまして、増の理由といたしましては、新規検査から 13 年を経過した車両を対象とした重課課税の適用など、税額変更による影響で約 1,200 万円の増となっていることによるものです。

次に、市たばこ税ですが、27年度と比較し、約980万円の増となっています。平成31年4月まで、段階的な税率の引き上げが行われる旧3級品の紙巻きたばこの影響額としては約120万円となっており、その他の増は、市内の販売本数の増によるものでございます。

次に、都市計画税ですが、27年度と比較し約1,400万円の増となっております。増の理由は、固定資産税と同様となっております。

最後に、市税の平成28年度決算の特徴といたしましては、法人市民税の増により、過去10年間で最高額の決算額となっていること。また、その他の税目でも27年度を超えていることが特徴と言えると思っております。以上でございます。

問(7) 17ページの年度別の比較表の中で、対比欄を見ますと、税目で全て平成27年度の徴収率を上回っておるんですけども、その理由等を教えてください。

答(税務) 徴収率の向上の取り組みといたしましては、主に3つの取り組みを実施してございます。まず、個人市民税の特別徴収の推進で、27年度と比べ506人、率にして3.2%の増となっています。

次に、納税の利便性を高め、徴収率を向上させる取り組みとして、コンビニエンスストアでの納付を推進し、平成27年度と比べ、納付件数で6,919件増の4万502件、税額ベースで約3,600万円増の約7億5,000万円を確保してございます。

最後に、西三河滞納整理機構による徴収として、約9,200万円を回収しています。直接の取り組みとしては以上となりますが、徴収率の向上のためには、法律に基づき、地道な作業を粘り強く続ける必要があることから、平成28年度の実績は、担当者の日々の努力の結果であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

問(7) 市税の収入未済額というのか、決算書の11ページなんですけれども、2億4,000万円の収入未済額があるんですけども、内訳を見ますと市民税が1億7,500万円、固定資産税が約4,800万円、都市計画税が900万円、収入未済額の大半が市民税であるということがわかっておりますけれども、固定資産

税、都市計画税等については資産に対し課税されるため、最終的に、法律的な定めにより財産処分が可能であるが、市民税は必ずしもその手法が使えないというふうになっておるんですけれども、今後、どのように収入未済額等の圧縮を目指していくのか、そこら辺のことを教えてください。

答（税務） 御指摘のとおり、これまでは法律に基づく財産処分による滞納整理が効果を発揮してまいりましたが、今後は、滞納が市税だけでなく、国民健康保険税など多岐にわたっていることが多いことから、滞納者ごとに総額を把握し、改めて分納計画を作成し、分納額の見直しや給与の差押え等を滞納者ごとに個別管理を進めていく必要があると考えてございます。

しかし、この作業は膨大な事務量となることが予想されるため、そのためのシステム改修等もあわせて、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

問（7） 主要成果 17 ページで、徴収率は調定対比 97.2%というふうになっておりますけれども、そのうちの現年課税分が約 99%というふうに高い、これで滞納繰越分については、前年度 25.1%に比べれば、今年は 40.8%と、高いということなんですけれども、不能欠損額と収入未済額で、約 2 億 7,000 万円ほどあるというふうになっておりますけれども、これは市税の調定額の 2.8%に当たり、高浜市にとっては大変大きな額というふうに思うんですけれども、今後もそういった、税収の構成比が固定資産税が大半、本市も過去 3 年ぐらいを見ると固定資産税だとか、都市計画税が約 50%というふうになって、高い比率の構成比を占めておるんですけれども、こういった、要するに高水準を維持している安定財源、こういったことを要するに進めるような施策や何かは考えておられるのか、そこら辺のことを少しお聞きしたい。

答（税務） 2 億 7,000 万円程度の内の中身を見ていくと、実は分納でございます。分割納付している内容なので、確かに財産のある方は財産処分をしていくという形になりますけれども、そうでない方は、結局、分納計画、分納誓約書を見直していかなければいけない。

ただ、先ほども少し申し上げさせていただいたんですが、税だけで考えるとそういうことになるんですが、国民健康保険税などを合わせると、ケースによ

っては毎月請求分納になっている方というのも実は少なくございませんので、
今後は、生活困窮の観点から、そのような指導、然るべき専門家の方につなぐ
ようなことも合わせてやっていかないと無理だろうということで、一気にこの
金額をゼロにするということは、なかなか難しいであろうとは考えております
が、これ以上ふやさないようなやり方というのは当然ございますので、その中
の一つとして、特別徴収の推進というのは、効果が一番あるだろうと考えてお
りますので、まずは、現年の滞納、今は、滞納の中が大分目途がつかしましたの
で、今後は、現年分がこれ以上滞納にならないように、特別徴収の推進をして
いきたいと、このように考えております。

意（7） なぜかという、法人税は浮き沈みが非常に激しいので、例えば、
一番かたい固定資産税だとか都市計画税をある程度、安定財源として確保する
というようなことで、企業誘致のほうも大事なんですけれども、ある程度、基
盤整備のほうもしていただいて、固定資産税をある程度確保していただくと。
小さい市でございますので、そこら辺のことも今後考えておっていただきたい
というふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 ほかに。

問（8） 主要施策成果説明書の 21 ページ、1 款 1 項 1 目、これ、個人市民税
の話なんですけれども、先ほど特別徴収の話が出ていましたけれども、基本的
に西三河滞納整理機構というのは、滞納が発生してからやる作業で、基本的に
考えると対処ですよ。給与天引きで、企業でいうと源泉徴収という形。さき
ほど特別徴収ということを言われてましたけれども、これの率。要は、納税義
務者の中の特別徴収で納税いただいている方の率って、前年から比べてどうい
う状況になっていますか。

答（税務） 県のほうがまとめたデータがございまして、給与所得者に占める
特別徴収による納税義務者の割合がございまして、いわゆる特徴率、給与収入
をもらった方がどれだけ特徴になっているかということでございますが、高浜
市の 28 年度決算は 78.4%となっておりまして、ここ数年、過去の例を見てい
きますと、平成 23 年からデータをとっているんですが、23 年が 75.04%、一番
これが低かった時代でございますが、その次に高かったのが平成 27 年の

78.95%、28年度は若干下がりましたして78.4%、このような状況でございます。

問（8） 先ほど冒頭でも言いましたけれども、そういう意味でいうと、特別徴収の率を上げることによって、収納率というのは確実に上がると思います。その特別徴収の率を上げるために、どういうことをやられているかということを知りたいんですけれども。

答（税務） これも、愛知県下の中で、大きな組織として愛知県個人住民税特別徴収推進協議会というのがございます。なぜこういう協議会を立ち上げるかという、どうしても従業員さんの出身地というのが高浜市だけでなく、ある企業さんがあるところに、いろんな市町の従業員さんが集まりますので、当然、足並みをそろえていかないといけない。その足並みをそろえましょうという協議会でございます。

ただ、実際に私どものほうが今進めておるところが、7市1町、5市に西尾市と岡崎市、あと幸田町を加えました7市1町で、ここで、従業員さんがほぼ同じここら辺の近隣市だろうということで、その中で足並みをそろえて同じような様式までそろえるような形をして、まだ特別徴収をしていただけない企業さんに、その団体が合わせてお願いをしていこうという段取りがこのほどできまして、平成31年を目途に、そういった形でさらなる特徴の推進に結び付けていこうと、こういう動きをしてございます。以上です。

問（8） 個人の側から見ていると特別徴収、源泉徴収されると、手続きとかそれが不要になるので、そういうメリットがあるんですけれども、逆に言うと、事業主さんにとって、何かメリットっていうと、そういうことって考えられるんですか。

答（税務） 特別徴収を敬遠される事業所さんというのは、小規模な事業所さんになります。小規模な事業所さんというのは、自らの事業所で経理をやっていないケースが実は多くありまして、そうすると外注をしておると。外注をしているということになると、特別徴収をするとその分の値段が上がってしまう。これを嫌がっているということが、実はその実態の中にあるんですが、ただ、法的にはやはりそれは通らない話なので、救済措置は確かにございます。年2回納めていただければいいと、救済措置はございますので、そのような説明を

させていただいて、お願いしております。従いまして、事業者さんのほうに、特別徴収をしたときのメリットは何かあるかという話になると、おそらく事業所さんのメリットはないと思います。以上です。

意（８）　そういう面でいうと、課題ははっきりそこで見えていると思うんですよ。先ほど言いましたように、西三河滞納整理機構、こちらで使っているコストというのは、これ別に特別徴収していれば、そんなこと必要ないわけですよ、個人市民税に関して言えば。そういうことを考えると、入り口でなるべく押さえるように、その事業所さんにも何らかの義務がどうのこうのっていう、そんな説明だけではたぶん動かないと思いますので、そういうところを動かせるようなことを検討いただいて、基本的に特別徴収率を上げるのがみんなにとっての要望でもあるし、幸せでもあるというふうに考えますので、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

委員長　ほかに。

問（６）　主要成果説明書の 23 ページ、そのところの 5 番の都市計画税のところ、都市計画税の用途状況というのが、公園事業が 9,600 万円余、下水道事業が 5 億 6,400 万円、それから地方債の償還額が 1 億 3,423 万 4,000 円、その他というのが、1,563 万 2,000 円載っているですけども、その内訳を教えてください。

答（財務）　その他につきましては、都市計画総務事業といいまして、都市計画を行うに当たっての庶務の担当者の業務委託だとか、都市計画の総務に関する経費に当たります。

意（６）　何で聞いたかと言いますと、都市計画税は当然、都市計画事業に使う税金ですので、目的税ですので、先ほどちょっと 7 番委員も言われたんですけども、やはり安定収入を得るためには、やはり基盤整備というのが僕は大事だと思うんですよね。当然、基盤整備をやって区画整理事業だとか、そういったことをやっていけば、それはもう宅地をつくって、そこで建物をつくったり基盤整備をやっていくわけですので。そうすると、それを行うことによって、いわゆる固定資産税だとか、それから都市計画税、そういったものが、土地の付加価値が上がれば、当然そういった税収がふえてくる。そういったことをや

るためにも、やっぱり、僕は都市計画事業で、区画整理だとかそういったことを前から一般質問や何かでもやらせていただいていますけれども、ぜひ、そういった基盤整備のほうもこれから力を入れて、工場誘致だけじゃなくて、そういったこともやっていただきたいということで、質問させていただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問(12) 21 ページです。1 款 1 項 1 目の関係、市民税の関係ですが、10 億円以上の企業の歳入はどうなっているのか。これですと法人税の税率がまた下がっているんですが、個人市民税は何も減税になる施策もなく、厳しい暮らしの中で必死であえいでいるわけですが、ぜひそういう点では、この企業の法人税の税率を最高税率で徴収していただきたいと思うんですが、その点と。

それから 22、23 ページですが、都市計画税が 0.3%ですか、税率をよその市では下げているところもありますので、ぜひ下げてください。

それから、固定資産税と都市計画税で 45 億円以上の費用がかかる。皆さん、市民にとっては大変重い負担になっていますので、これを引き下げてくださいということ。

22 ページですが、この償却資産のところ、市長が価格等を決定するものというのが、627 人、504 億円余りあるんですが、これはどういう内容になっているのか、ここをお示してください。

答(税務) 3 点お答えさせていただきます。まず、法人市民税の不均一課税等の採用の御質問かと思いますが、一律超過課税や不均一課税の採用には特別な事情が必要でございまして、この特別な事情の中には財政状況のほか環境問題など地域の特性に応じた特別な政策課題への取り組みも含まれると解されておりまして、なにより企業の皆さまに御納得いただけることが重要と考えておりまして、現時点の財政状況は企業誘致による税収の確保に取り組んでいる状況から、各企業の皆さまに納得していただける特別な事情は現時点では見当たらないということで、不均一課税の採用は現時点では考えてございませんのでよろしく願いいたします。

続きまして、都市計画税の引き下げの御質問でございまして、都市計画税は

都市計画事業に充てるための目的税でございまして、先ほどの答弁の中にもございしましたが、平成 28 年度の決算で都市計画事業に充当した都市計画税充当割合は 96.1%となつてございます。残りの 3.9%は、税等の一般財源を充当している状況ということがいえるわけでございます、現時点で引き下げの考えはございません。ただし、今後も都市計画税の充当割合は当然注視してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、22 ページの償却資産の市長が価格等を決定するもの、償却資産の制度の中身となりますが、実は総務大臣配分、知事配分とありますが、鉄道を思い浮かべていただくと一番いい例ですが、例えば、市域をまたがりますと、それは、愛知県の中でやったときには、それは知事が償却資産の配分を決めるという形になります。県をまたがるものについては国が決めるという形になりまして、その市内の中にある償却資産、償却資産ですから、機械設備みたいなものになります。企業さんがこういう機械とか設備を買いましたよということを申告をしていただいて、その金額に基づいて、課税をするという内容になりますので、ここに書いてある決定価格の 500 云々というのは、市内の企業さんが有する償却資産の決定価格ですので、その評価額といいますか、総額の価格というふうに考えていただければと思います。これに対して税率が 1.4%という形でございます。

委員長 ほかに。

問 (12) 29 ページ、使用料及び手数料の関係ですが、ここで住宅使用料というのが 4,144 万 397 円上げられているんですが、7.7%引き下がったとはなっているんですが、これは借上住宅の分だと思つていますが、いつまで借り上げの責任を持っているのか、この時点でいくつ空きがあるのか、そこのところをお示しくください。

それから手数料のほうで、清掃手数料が 5%引き上げになっています。2,996 万 6,400 円で上がっていますが、これはどういう内容なのか、汲み取りにしてはふえているんですが、ちょっとこのあたりの説明をお願いします。

答 (市民生活) まず、借上住宅の空き家のところでございますけれども、借上住宅につきましては、平成 28 年度で全てを返還をさせていただいております。

その返還の 28 年度のときには 2 棟、2 つの借上住宅を借りておまして、10 戸と 10 戸で、合わせて 20 戸ございました。3 月 31 日にお返しするときは入居者が 6 軒でございましたので、空きが 14 という状況でございます。

次に、御質問の手数料のところの清掃手数料の 5% 増というところでございますけれども、一番大きな要因といたしましては、可燃ごみ袋の手数料収入、こちらが 2,857 万 7,400 円ということで、昨年度比 2.2% ほどふえているというところが大きなところでございます。以上でございます。

問 (12) 借上住宅は 28 年度で終わったということなんですが、20 軒のうち 14 軒も空きがあったというお話で、これ全部市のほうがもっていたわけで、大変なことだと思うんですが、これ、あとから言っても仕方ありませんが、こういうことがやっぱりできるだけないようにしていただきたいなと思うんです。

それから、30 ページの国庫支出金の関係ですが、2 の国庫補助金で、かなり増減にいろいろ差がありますが、これの大きいところ、主なところの増減の内容を教えてください。

答 (地域福祉) 国庫補助金の中の社会福祉費補助金が大幅にアップしておるというところで御回答させていただきますが、平成 28 年度に臨時福祉給付金の事業が 4 種類、27 年度は 1 種類だったということで、社会福祉費補助金がふえているというところでございます。

答 (市民生活) 先ほどの手数料の清掃手数料が 5% ふえているというところで、可燃ごみ処理手数料が 2.2% ふえていると答弁いたしましたが、5.2% の増ということで訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

答 (学校経営) 国庫補助金で、中学校費補助金が前年比 2,620% ほど上がっている件ですが、これは昨日、委員の皆さまに見ていただきました、高浜中学校の体育館の落下防止対策工事の補助金を国からいただいているものでございます。以上です。

委員長 ほかに。

答 (都市整備) 国庫補助金の中の道路橋りょう費補助金、28 年度が 850 万円でございますが、こちらの費用のほうは国庫補助ということで、市が行います舗装等の打ち替えの事業でございます。当然、事業量が少なくなりましたので、

補助金のほうも減っているということでございます。

答(地域産業) 国庫補助金の商工費補助金につきましては、平成28年度、1,799万6,580円につきましては、いわゆる地方創生加速化交付金、10分の10の補助のいわゆる高浜高校生のSBPの活動に対する補助でございます。

委員長 ほかに。

問(12) わかりました。32ページ、財産収入の関係ですが、財産売却収入で2,001万3,547円入っているんですが、これはどこで、こういう計上になっているのかお示してください。

委員長 答弁を求めます。

答(都市整備) どこでということですが、結構件数がございまして、いわゆる市内にあります、青道、赤道等の部分を用途廃止した、売った部分が9件ほどございます。それ以外にも、市の保有していた土地の普通財産の部分を売っている分でございます。

委員長 ほかに。

問(12) 36ページの諸収入の関係で、幼稚園収入が270万4,300円入っているんですが、これはどういう費用なのかお示してください。

答(こども育成) 幼稚園収入につきましては、公立幼稚園で実施をしております夏季預かり保育の保育料、それから一般預かり保育の保育料でございます。

委員長 ほかに。

問(12) 公立保育園の夏季預かり保育というのは、ちょっと詳しい内容を教えてください。

答(こども育成) 公立幼稚園の夏季預かり保育ですので、御存じかと思いますが、幼稚園の夏休みに午前中、登園をしていただく事業でございます。

問(12) すみません。保育園と勘違いしました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、歳入についての質疑を打ち切ります。

《歳出》

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1 款、議会費についての質疑を打ち切りま
す。

2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（8） 総務費の中の主要施策成果説明書の中の 42 ページ、2 款 1 項 2 目、
2 S 活動をやられて、保管文書量が減ったというふうに出ているんですけど
も、基本的に考えると、購入の紙の量も減るのが当然だと思うんですけども、
そういうところっていうのはどうなっているのかっていうのを知りたいん
ですけれども。

答（行政 主幹） 2 S 活動におきまして、こちらの主要成果説明書にも記載
してはありますが、27 年 2 月の当初から 1,977 ファイルメーターが実際に保管
している書類としては減りました。今後、使われるコピー用紙、紙の使用量の
増減につきましては、実際に電子化を進めていく中で少しずつ減少していくも
のと考えております。

問（8） 継続して進めていかれるという理解でよろしいですね。

答（行政 主幹） はい。

問（8） 続きまして 49 ページ、ふるさと応援事業のふるさと寄附の返礼品等
の関係。入金いただいたあれと、返礼品の内容だと思うんですけど。これ逆
に高浜市の本来で言うと、高浜市に入る税収が外に出た部分というのは、相殺

ってというのがこれだけだとわからないので、その辺の数字ってどういうふうになっているのか教えていただきたいんですけども。

答(人事) まず、ふるさと応援寄附金として入ってきたお金が28年度中1,493万2,000円ございました。それで実際この、49ページのふるさと応援事業のほうの支出として618万1,254円ございましたので、その中での差し引きとしては875万746円でございます。

あと市民の方が、他の自治体に寄附をしたことによる税収減としまして、これが、28年分といたしましては1,520万円ほどございましたので、差し引きをいたしますと645万円ほどのマイナスということでございます。

問(8) 本来でいうと、高浜をPRするという意味も含めていわれているんですけども、基本的には高浜で暮らす方の税という意味合いのほうが強いと思いますので、この辺のところは、収支とんとんぐらいのところができるような、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

それと54ページ、2款1項9目、ここの中で、財政管理事業の委託料、統一的基準による地方公会計制度財務書類分析業務委託。これ、何を分析してもらっているのかよくわからないのと、こういう形で基本的に何かやるっていうときには、全部外部委託になるのかどうか。データで持っているのであれば、基本的にその統計解析の世界に入ると思うんで、ある一定の見方だけするんじゃなくて、自分たちでやっぱり自分たちの税の状況、使い方の状況、これやっぱり見れるように力をつけていただきたいという気がするんですけども、その辺のところご答弁いただきたいのと。

同じく63ページ、2款1項12目、アシタのたかはま研究事業で、住民対話型AIによる問い合わせ対応サービスの実証実験。これ、何を指してやっているのか、さっぱりわからないんですけども。そういう面でいうと、以前から言っているワンストップサービスを目指すような、そういう方向性があるのであればいいんですけども、これ、何を実証しているかよくわからないので、内容を教えていただきたいのと。

同じく66ページ、2款1項14目、ここの総合住民情報管理事業の基幹系業務、ソフトウェア開発修正委託料ってというのがあるんですけども、これ多分、

マイナンバー絡みでこう何かやっているのかなというふうに上のところを見ると思うんですけども、マイナンバーで小出しでばらばらばらばら出していくと、関係のないところまで全部修正がかかるんですよ。都度こういう費用が発生してきちゃうので、全体でどうしたいっていう発想でもっていかないと、コンピューターメーカーを儲けさせるだけになりますので、そういうところが思想があるかどうかというところを伺いたいんですけども。

それと同じく 68 ページ、2 款 1 項 14 目、先ほど文書削減の話も出てましたけれども、グループウェア使いながら情報の共有化を図っているはずですよ。そういう意味でいうと、文書、庁内で流れる紙自体が、ガンっと減っていったらいいと、何のためにこれを入れてやっているのかさっぱりわからないんですけども。これグループウェアを入れている目的って一体何なんですか。メーカーでこれ便利だから入れたっていうんじゃなくて、入れるのが目的じゃなくて、使うのが目的ですよ。理由があって入れているはずですから。グループウェアで何やっているかというのを知りたいんですけども。

それと同じく 71 ページ、2 款 1 項 16 目、夜間防犯パトロール。これ警備会社に依頼している話かと思います。これ一旦、一時止めて、犯罪が非常に発生するということで、また復活させたという話になっているんですけども。これ、ずっとこう同じことを継続しているんですけども、やり方変えていかないと。周りの市町でいうと刈谷市さん、防犯カメラ 1,000 台設置ですか。そういう形でやると、犯罪者っていうのは当然弱いところを狙い撃ちするので、この考え方を変えていかないと、高浜は高浜なりのやり方で守っていくということを、これ変わる方法というか、コストパフォーマンスに合うようなことを、何か考えてみえるのであれば教えていただきたいんですけども。以上です。

答（財務） まず一つ目の 54 ページ、財政管理事業、統一的基準による地方公会計制度の財務書類分析業務ということで、現在、総務省が整備を促進しているということで、本市におきましては、来年度、各自治体が目指すところを 28 年度に移行を完了したということでございます。これを自分のところでできないかということでございますが、この会計制度におきましては、一般会計、特別会計、広域連合に一部事務組合等々の財務諸表を連結するという作業がござ

いまして、民間でも単体の財務諸表をつくるのは簡単なんですけれども、連結で内部取引の消去等の仕訳技術がとてもしゃないけれど我々にはないという状況でございまして、財務書類さえつくるのが難しい。かつ、その中身を分析というのは、委託先と我々と一緒に分析しておりますので、その力は高めていきますが、やはり今後、民間の複式簿記がわかる非常に高度な、各市におきましてはこの専門員を5・6名用意するというような話も聞いておりますので、本当に自前でやるのがいいのか、委託で現在は分析して、その結果を生かしながらやっていくのがいいのかということで、230万円程度でしたら委託のほうがいいだろうことで、現在は委託しております。

答（総合政策 主幹） アシタのたかはま研究事業における、住民対話型AIによる問い合わせ対応サービスの実証実験について、こういったようなところを目指しているかというところですが、アシタのたかはま研究所では、10年後、20年後の行政サービスのあり方について、研究をしているところでございます。そういった中で、今後ICT化やAI化、アウトソーシング、いろいろ行政サービスの提供の方法というのは、変わってくるものと考えております。

そうした中で、三菱総合研究所と神奈川県川崎市、静岡県掛川市が子育て情報の問い合わせサービスについて、AIを使ったチャット式の実証実験を行うというようなことをお聞きしました中で、高浜市もいきなりそういったAIを入れるということは費用もかなりかかりますので、こういったような実証実験に参加をさせていただくということで、今、新聞でもよく出てまいります。10年後、20年後、将来AIというのが当然、行政サービスの中でも発生してこようかと思っております。まずは、そういったサービスに触れるということで今回、実証実験というところに高浜市も参加をさせていただいたというようなこととなります。

答（総合政策） 66ページ、中ほどにありますソフトウェア開発修正委託料の件でございます。こちらのほうは、委員おっしゃられるとおり、マイナンバー対応の委託料として計上させていただいております。これまで住基システムを含めまして、既存の業務システムの改修、団体内統合宛名システムの整備な

どさまざまな改修を行ってきました、国のほうも一遍に全部出してくるんじゃないかと、それぞれ進捗ごとにまたシステム改修を実は出してきました、というのも、愛知県だとか医療団体とかそういったところの連携も含めていますので、その都度、設計変更、システム改修含めてそういったものが入ってきますので、ちょっと小出しというふうになってございます。

あと、引き続きまして68ページでございます。情報系庁内LAN管理事業、紙自体を減らさなければというふうで、グループウェアの目的というところでございます。情報系庁内LANの適用業務は、真ん中表の中にございますように、庁内LAN管理事業ということでやっております。まず、グループウェアは庁内掲示板、スケジュール管理、そういったものを。庶務管理システムでは、時間外の管理を行っております。Webサーバ、メールサーバ、こういったものでホームページを発信しておるといふようなところがございます。

特に紙自体を減らすというところでは、庁内で、例えば依頼文書を各グループに依頼するような文書がございます。これまでは紙で発信して各グループへ送っていたものを、この庁内グループウェアの庁内掲示板という機能を用いまして、紙ではなく情報で各グループに知らせる。提出も紙ではなくて、電子データで提出させる。そういった取り組みを行っております、紙自体を減らす取り組みというふうで、今現在取り組んでいるところでございます。

答（都市防災） 続きまして、主要成果71ページの夜間パトロールの関係でございます。議員も御承知のとおり、日中ですとか、夜間につきましては、地域のほうが主体で行っておりますが、どうしてもそこが埋めれない深夜帯の部分につきましては、警備会社に委託をしまして、夜間パトロールという形で行っているところでございます。そういった部分で、役割分担ということで申しますと、一定の効果があるのかなというふうな分析を持っております。

また、夜間パトロールにつきましては、逐次警察のほうから指示書というものが出まして、例えば市内の犯罪状況ですとか、そういったものを網羅しながらランダムにポイントを割いて、パトロールができておる状況でございます。とは言いながらも数年にわたり、こういった事業を実施しておるわけですが、果たして今の状況でいいのか、例えばでございますが、一時的にエリ

アを指定してみるだとか、今後分析を重ねていきたいというふうに考えております。以上でございます。

問（８） それでは、もう一回 54 ページ、統一的基準による地方公会計制度、この中で話を伺っていて思うんですけれども、基本的に国が決めている話なんだから、各自治体同じものを出そうとするはずですよ。その基のデータが違っているもので、その受け渡しのところの問題だけでこういう話が出てくるのかなっていうように聞こえるんですよ。だから全部、そこを根こそぎ作り直そうとすると大変なんで、インターフェースの部分だけやっつけてしまえば、こんなコストかかるはずないと思うんですけども。

そういうところっていうのが後ほど、逆に言うと、伺っているとマイナンバーカード、これもつまみ食い始めるんで、毎回同じようなところを直していくような作業、必ず発生するんですよ。だから、全体の絵を描いてそこから直すと、例えばデータベースの 1 個の項目をふやすっていうことも大変な作業になるんで。こういうことやるとコンピューターメーカー、毎回、言えばお金を払ってくれるから、そういう仕事の出し方やってくれるというところ。メーカー側から見ればありがたいんですけども、やっぱりやり方考えないと、効率的に税をもらって有効に使おうという発想で考えてくれないと、コンピューターメーカーを儲けさせるためにやってるわけじゃないんで。そういう視点というのは、やっぱり入れていただきたいんですけども、その辺はどうですかね。

答（財務） 統一的基準による地方公会計制度というのは、本当に難しいといえますか、あるデータがあって、それを並べて足したらオーケーだよという話じゃなくて、内部取引といえますか、こちらは表現が難しいんですけども、連結の中で内部の取り引きをやっている場合は、その取り引きを消すという作業がございまして、そういう特殊な仕訳っていうのが、非常に我々の力ではなかなか難しい。だから財務諸表をつくるのも、プロですとそんなに日数かからずにやれるんですけども、我々が各者から全部集めてきて、それを載つけて、そこから内部取引の消去をしようと思うと、その技量も足りないし、現在ではマンパワーもないということでございますので、委託のほうが、やはりそういう確実性といえますか、正確な財務諸表を出すという点におきましても、委託

のほうが効率的かなと思っております。分析等々する中で我々も力を高めて、少しずつでも自分たちでできるようにはしていきますけれども、当面はちょっと委託のほうでさせていただきたいなと思っております。

委員長 ほかに。

問(12) 53 ページ、広報広聴事業の中で、広報たかはまの発行が1万3,500部発行ということで、作成ということで1万3,500部を配布というか、今現在配布しているのは、この1万3,500でいいのか、それともほかに作成しているのかをお願いします。

答(総合政策) 広報の発行部数でございますが、この主要成果に記載のとおり1万3,500でございます。住民のほうに配布させていただいている分が約1万1,000ちょっとでございます。そのほかでございますけれども、各公共施設ですとかコンビニエンスストア、そういったところに配布をさせていただいて、市民の方にとって読んでいただけるような対応をしております。

問(12) 1万1,000余りだというお話なんですが、高浜の世帯数は、現在どれくらいあるんでしょうか。

答(総合政策) 最新の世帯数ですが、1万9,363世帯だと思います。

問(12) 1万9,000世帯ある中で、1万1,000余りだということなんですが、これは今、シルバーさんに大きくなっていうか、理事さんのところだとかに配っていただいて、あとは町内会で配るというようなことを聞いていたんですが、それが、シルバーのほうではもう配れないというようなことをお聞きしています。そのあたりは、どういうふうになっているのかってということと、やっぱりこの1万1,000を配るだけでは不十分だと思うんですね。そのところをどういうふうにしていくのか、お考えがあったらお聞かせください。

答(総合政策) シルバーからの委託を切りかえたという理由でございますが、平成27年度まではシルバー人材センターに委託をしてございましたが、シルバー人材センターに運送法の改正の関係で、28年度からは委託を受けないという申し出を受けましたので、28年度から運送業者への委託に切りかえたところでございます。

あと、広報、全世帯で不十分じゃないかというところでございますけれども、

私どもの広報配布の考え方として、例えば一つの家で、二世帯分離している世帯があれば、一部でよいという考え方もございます。例えば寮や施設においても全員分は必要ないという考え方もございますので、必ずしも、全世帯分を印刷して全世帯分配布をする必要がないんじゃないかというふうで考えております。また、紙の広報紙だけじゃなくてホームページや、平成28年1月からはi広報という無料のアプリで、スマホから広報紙を見ることができる環境となっております。広報紙は町内会配布しておりますが、町内会に入っていないなくても、広報紙が必要な方は公共施設やコンビニ、こういったところで入手可能であると考えております。

委員長 ほかに。

問(12) 59ページです。市役所本庁舎整備事業の関係で、1億8,442万4,986円あるんですが、この関係で建設はされて供用開始となったわけですが、多額の費用をかけた割には、2カ所に分割というか、分断というか、非常に便利が悪いという声もありますし、20年で次がまだ決まっていないと。そのあたりをどのようにされていくおつもりか、お示してください。

答(行政) 20年後につきましては、先の一般質問のほうでお答えしたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

あと、便利が悪いということでは2カ所。これはこれまで再編する前にも、いきいき広場、福祉の窓口の一元化という中で、今回、本庁舎を整備するにあたって、改めてその再編というところの中で、こども未来部のほうがいきいきに移ったというところがございますので、もともと2カ所ということには変わりはないんですけれども、そういったところで、利便性の向上といったところを図ったというところがございます。

問(12) 今までの福祉はもちろんあったわけですが、今回は教育委員会やこども未来部や、もう半分ぐらいが向こうに行っちゃったということなんですがね。そういう面で利便性を追求したということをおっしゃいますが、決してこれは利便性の追求ではないと思うんです。

それと20年後は、今まで言ってきたと言われましたが、15年経ったところで協議するというふうになってはいますが、そうしたところで20年過ぎて、あと

10年ちょっとで建物は使えないということも言われていますので、多額の費用をかけてる割には、なかなか厳しいというか条件が悪いと言いますか、大変なんです。市役所っていうのは、市の顔でもありますし、それから公共施設は特に長くもたさないって考えるわけですが、刈谷や安城は90年ですか、今後はもたせるっていうようなことを言っているくらいで、そういう面からいってもちょっと問題があると思うんですが、その点ではどうお考えでしょうか。

答（行政） 当然、今回はその公共施設総合管理計画の中の考え方の一つに、長寿命化方針ということもございます。他市では、そういった何年というような形で延命化を図るといような考え方をお示しになっておりますが、当市におきましては、この計画の中では70年を目途に進めるところで、計画的な保全というように進んでいきたいというようにお示しをしているところでございます。

問（12） 70年と言われますが、この建物は大和リースさんが、32年と言われたか36年と言われたか、言われたんですが、それからいうと、もつ時間というか年数が言われたんですが、それからいうと70年というのは、どこから出てくるのかっていう気がするんですが、その点ではいかがでしょうか。

答（行政） この70年につきましては、一般的に耐用年数というのは60年と言われておるところでございます。そうしたところ、私どものほうの施設の状況等踏まえまして、例えばこれが80年だとか90年、100年、そこまで延ばすことができるかだとかというようにもいろいろ検討した中で、70年がいいところではないかというところでお示しをしたというところでございます。

問（12） 公共施設を70年もたすっていうのは、それはそれでわかるんですが、本庁舎は、大和リースのほうが最初に36年と言われたか32年と言われたか、今ちょっとあれですが。そういうことを言われたわけで、だからそういうことからいっても、あとはどうするのかということを知っているんです。お願いします。

答（総務部） 構造上、重量鉄骨でありますので、34年というふうで答えられたと思います。いくつか御質問をいただきましたけれども、まず市の顔であるということですが、確かに市役所は市の顔ではありますけれども、用途

としては事務所になります。そうした中で市としては、事務所にお金をかけるよりも、学校は今後残すべき施設として地域のコミュニティの場として使っていくという方針を定めておりますので、そちらのほうに財源を振り分けるために、この庁舎をリースにしたということが一つございます。

あと、20年後にこの庁舎がどうなるのかわからないので、非効率だということでございますけれども、まず提案を求めましたのは、この旧庁舎を耐震補強して劣化改修をする。その場合に、旧庁舎が20年後使えるような計画をした場合と比較をして、その費用で新しい庁舎が建設できるのであれば、費用対効果としてあるのではないかとということで、後者のほうを選択をいたしました。

結果として、新庁舎は耐震構造が一類ということで、0.9相当でございます。旧庁舎は耐震改修をしても二類ということで、0.75相当であったものが、一つ大きな目的として、災害対策の拠点の整備が図られたということは、それは一つの成果として表れているのではないかと思います。

3点目の、庁舎が分庁舎化になって非効率になったということでございますけれども、これは提案を求める中で、庁舎といきいき広場を一体として、どういう使い方をすれば行政の連携でありますとか、市民の利便性が向上するかを含めて提案を求めたものでございます。いきいき広場は福祉の拠点でございましたけれども、その中で子どもさんの視点に立った場合、福祉と教育、子育て支援、そういったところの連携が図られるということで、それも一つの成果としてございました。

また、34年もつものを20年で取り崩すということでございますけれども、20年後の使い方については、一定の時期を見て、市に有益な選択肢を協議をしてまいることは、既にお答えをしたとおりでございます。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

休憩 午前11時7分

再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。2款の質疑を続けます。

問（12） 用途が、公共施設でも違うというようなお話をされましたが、市役所は、やっぱり建てた以上は、長くもたせなきゃいけないところですし、ずっと事業そのものが続いていきますので、余計に大事なところだと思うんですが、そういう意味では34年ですか、という業者のほうが出してきた数字が34年もつという話ですが、その後も、どういうふうに70年、80年というのは、どのようにされる予定なんでしょうか、お示してください。

答（総務部） 初めに34年というのは、法律上の耐用年数と言うことで御理解をいただきたいと思います。

次に、市役所は事務所でありますけれども、公用施設という位置づけになります。学校でありますとか公民館は公の施設と言いまして、広く市民の方の福祉の向上に資するための施設であります。そういった市民福祉の向上に資する施設に財源を振り向けたいということもありまして、この庁舎のリース方式を採用いたしたところでございます。契約上は20年で一旦、更地にして戻すということになっておりますけれども、それは20年後の状況がどうなっているのかわからない。自前で建ててしまうと、それは使い続けなければいけない。そういったところで柔軟な対応ができるように、そのような契約内容といたしたところがあります。

委員長 ほかに。

問（12） 次に移ります。60ページ、2款1項12目、その中で、第6次高浜市総合計画推進会議というのが出ていますが、この計画の中で二池町は、どのような計画になっているんでしょうか、お示してください。

答（総合政策） 総合計画の中身でございますが、特に二池町をああしたいこうしたいという計画ではございませんので、御理解お願いいたします。

委員長 ほかに。

問（12） 64ページ、2款1項12目、企画費の公共施設あり方計画推進事業の関係ですが、高浜小学校整備事業の関係でお尋ねいたします。3回、説明会を行ってきたという話がありましたが、1回目は、ことし1月ですね。高小の授業参観に合わせて、保護者説明会。参加者が100名くらい。30分で、建設日程だけ説明され、質疑は禁止と。ことし3月には、市民対象にシンポジウムが

開催されて、市民は、高小の複合化の効果を知りたいのに、大学の講師陣で定性的な説明がありました。当日は質疑禁止と。事前に質問を受け付けて、要するに回答する側は選択回答と。さらに回答を講師陣にお任せと。施設建設も、施設の説明も市は、建設業者や大学の先生に丸投げでは、無責任ではないかと思います。そのあとことしの5月に高浜小学校区の4歳、5歳児の保護者限定であったようですが、市民の1%に説明だけでは、不十分だと思うんですね。これ特に、今後の小学校のモデル事業としてやるということですので、その点でのお答えをお願いします。

答（学校経営） 説明会の話先ほど内藤委員がされましたが、まず訂正をさせていただきたいんですが、1月の時点の保護者説明会では、ただいま100名程度と申されましたが、学校のほうに確認したところ、300名以上は保護者が参加されているということでございます。それから、こちらのほうも一般質問のときに答弁させていただいておるんですが、高浜小学校等整備事業と申しましても、やはり小学校部分が一番大きな要素を占めるものだと考えておりまして、小学校部分は、子供さんたちが1日の大半を過ごす生活の場所ともなっております。そういった意味でも、保護者の皆様に十分に説明をしていきたいという教育委員会の思いがありまして、保護者説明会を今年に入って3回開催させていただいております。

また、そのほかの小学校以外の機能部分につきましても、利用者の観点からより良い、使い勝手のいい施設を目指したいということで、各グループが中心となりまして、4月以降何度も利用者を集まっていたいただき、担当グループ、事業者も交えながら、話し合いを行って、現在、設計段階に入っているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問(12) 小学校がやっぱり重点だと。小学校は、小学校に関係する方たちが、1番心配してみえるというか、そういうことだからという話なんです、それでは体育館は、中央公民館の機能を移転するという話で始まっているわけですが、そういう、どこから集まっても、市内全域というか、市外からも集まってみえると思うんですが、そういう体育館のほうは後回しというか、そんなふうで説

明会が進められていては、やっぱり市民の方は、満足しない、不満だと思うんですね。そういう点では説明をもう少しきちんと、300名、見えたと言われましたが、それにしても、まだまだ説明が足りないと思うんですが、そういう点ではどのようにお考えなんでしょうか。

答（総務部） 複合化をされます施設の利用者の方への説明でございますけれども、そこには当然利用者がいらっしゃいますので、代替施設を明確にして、活動にふさわしい施設や場所はどこか、利用者や利用団体の方の利便性の低下を極力少なくできるように、施設所管グループが中心となって御説明をいたしているところでございます。

委員長 ほかに。

問（12） 次に移ります。65ページの広域行政推進事業ですが、名鉄三河線複線化促進期成同盟会負担金、1万円となっておりますが、これは、どのような進捗状況になってるのか、ということと、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金が6,000円出ていますが、リニアっていうのは今、大変大きな問題になっていて、9兆円も費用がかかるっていうのに、JRの仕事っていいながら、国家的事業っていうふうになっていて、アルプスの地下水とめるだとか、地下水が切れてしまうとか、心配されているんですね。春日井では亜炭鉱を掘った跡が大きな空洞になって、そこも通るので事故が心配されるとか。トンネルが通る地元では、説明も不十分、問題だらけだと。そんな大型事業に負担金を出しては問題だと思うんですが、その点でお示してください。

答（総合政策） まず、名鉄三河線複線化促進期成同盟会の負担金でございますが、活動状況等を報告させていただきます。複線化に対しての名鉄への要望会、また、名鉄ハイキングへの情報提供、商工会等の団体による三河線の活性化、2年ごとに名鉄利用促進イベントを今、行ってございます。まだ複線化の実現にはいたりませんが、こうした要望会を引き続き活動してまいりたいと思っております。

続きましてリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会でございますけれども、リニアの開業が東海地方にもたらす影響、いわゆるリニアインパクトにつきましては、このモノづくり企業が集積します、高浜を含めた三河地方にと

っても、リニアが完成すれば、ビジネス交流の活性化、地域経済の活性化が図られると考えることから、引き続き、愛知県と県下市町村、経済界と連携してこういった促進を図ってまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問(12) 81 ページ、2 款 2 項 1 目、賦課徴収費の関係で、これ、ほかにもあるんですが、窓口業務委託が 1,491 万 858 円になってますが、総合サービスに委託をしているものですが、これはもともとプライバシーにかかわる問題で、公務員として行うべきもので、それに市民の声を聞きながらといいますか、つかみながら行うべきものだと思うんです。そういう面では、窓口業務、総合サービスへの委託を中止して、市の公務員として行うべきものだと思うんですが、その点ではどうかと。

それから、82 ページの賦課徴収費の負担金で、西三河地方税滞納整理機構負担金が 52 万円出てますが、先ほどもちょっと質問がありましたが、ちょっと違う意味でも、西三河地方税滞納整理機構から出る必要があるんじゃないかということと、市民が分納といいますか、市役所に相談で見えたときに、月に 10 万円出してほしいと言われたそうですが、とても無理だと。6 万円、7 万円でもいっぱいなんだけどと言ったら、回数がかかり過ぎるから月に 10 万円で払ってほしいと言われたそうです。市民は、親子心中しろっていうことですかって言ったら、そういうことだって言われたそうです。市の職員がそんなこと言うってというのは、本当に。

委員長 内藤委員。決算に対する審査でありますので、これを踏まえて、質疑のほうをお願いいたします。

問(12) もっと市民の生活に寄り添って解決していくべきだと思うんですが、その点での意見をお聞きします。

答(税務) まず、高浜市総合サービス株式会社の窓口委託の件でございますが、現在、委託をしている範囲というのは、総務省にお示しいただきました委託の範囲内で行っておりますので、法的になんら問題はないというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、西三河滞納整理機構のほうの脱退すべきではないかというよう

なことですが、実際、ここは財産処分を主たる目的とはしておるわけではございますが、その中身を見ますと、実は実際に強制執行したものというのはほとんどなくて、ほとんどが自主納付に応じていただいた方ばかりでございます。9,200万円のうちのほとんどが、自主納付に動いていただいた。それはなぜかと申しますと、実は延滞金等々を計算しますと、当然その方の生活のほうがり立っていかなくなる。その場合に、当然競売という形になります。これは銀行さんでも所でも同じなんです、この場合にどちらがその方にとって一番有利なのか、少し厳しく感じられる方もみえますが、理路整然とその数字を並べ立ててやったときに、結果として、自主納付というか、自己で売却をして充てたほうが、結局得だよって判断される方ばかりでございます。また、先ほどの電話のやりとりでございますが、滞納整理機構のほうでは録音してございまして、その内容で逐一確認させていただいておることでございますので、そのような一家心中をしろというような事実というのは、一切ないと考えておりますので、よろしくお願ひします。

問（12） 滞納整理機構の関係で言ったんですが、それを言ったのは、市の職員だということです。そんなこと言うってというのは、本当に言語道断だと思ひんですが、その点。

答（税務） 申し訳ございませんが、市の職員がそのような発言をしたということでございますが、また後ほど教えていただければと思ひますが、そのような発言をする職員は一人もおりませんので、よろしくお願ひします。

問（12） 先ほどの市の職員の件ですが、その方、緊張してというのか、市の職員の名前まで覚えていなかったそうです。

ページ86、2款3項1目、いきいき広場出張所事業ですが、これ、いきいき広場で行き会った方が、こっちのほうがり早く用事が済むと言われた方がいるんですね。本庁舎では駐車場もないしということで、駐車場の整備はいつごろ終わるのかということをお聞ひしたいと思ひます。

答（行政） 28年度決算ということでございますが、予定としては、来年3月を予定しております。

委員長 ほかに。

問（16） ページ数で言いますと 71 ページですけれども、2 款 1 項 16 目、1 の防犯灯施設事業で、防犯カメラ新設ということで、1 基上がっておりますけれども、今現在、市内で設置した数はどれぐらいになるのか。

それからどこへ設置されたのか、お伺いしたいと思います。

答（都市防災） 防犯カメラの設置状況に関する御質問でございますが、平成 27 年度、平成 28 年度、2 カ年にわたって設置をしております。あわせて現在 6 基がついておる状況となっております。主に駅前のロータリーが中心となっております。また、本年度の話になりますが、4 基ほどの防犯カメラの設置を予定しておる状況でございます。以上でございます。

問（16） 駅前のロータリーということで、最大限効果が上がるのかなというふうに考えますけれども、この防犯カメラの 1 基当たりの金額というのは、いくらぐらいになるのか。それからいろいろレベルがあると思いますけれども、どれぐらいの機能を備えているのか。それから維持管理については、どういふふうに行っていくのか。

答（都市防災） 防犯カメラの機能につきましては、ランクがいろいろございまして、本市で設置しておりますのはポールを立てまして、SD カードを入れて録画するタイプになりますが、1 基あたり 40 万円、50 万円というものを設置しております。

それで、維持管理の部分でございますが、週 1 回、現地のほうを回りまして、いたずら等のそういった事例がないか、そういったところを現地確認を行って、適正管理をしておるといふ状況でございます。

問（16） これは、市民からの要望をいただいて、市が協議した結果、ここへ設置するのが効果的じゃないかという判断なのか。その判断基準といふか設置基準みたいなものはありますでしょうか。

答（都市防災） 防犯カメラの設置に至った経緯の部分でございますが、駅前につけましたロータリーにつきましては、過去に特に深夜帯に女性を狙った被害が起こったというところを踏まえまして、設置した経緯がございます。その後、本年度設置するカメラ等につきましては、町内会の防犯部長さんですとか、まちづくり協議会、あと警察等で構成されます防犯ネットワーク会議という組

織がございまして、その中で警察の御意見も聞きながら、地域の意見も聞きながら設置場所を決めたという状況でございます。

問（16） もう一つ、40万円、50万円で結構金額も大きいわけですがけれども、高浜市はようやく6基ということですがけれども、他市に比較するとまだまだようやく始まったばかりですがけれども、こういった方向で防犯対策も今後進めていかれるおつもりなのか、そこら辺聞いておきたいと思います。

答（都市防災） 今後の方向性でございますが、防犯カメラ、それ以外の防犯対策もさまざまございます。そういった部分を総括的に見ながら、先ほど申しました、防犯ネットワーク会議が設置されておりますので、その中で、その都度いろんな御意見を出しながら、市民の皆さんの御意見を伺いながら、警察の御意見を伺いながら、総合的に判断してまいりたいと思っております。以上でございます。

問（16） 総合的に判断されてということですので、その方向でよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、74ページ、2款1項18目、備蓄品の購入ですがけれども、ここに一覧表が数量等書いてありますけれども、アルファ米から災害救助用の毛布までということで、これは市内全体では数量がどれくらいになったのか、お示しいただきたいと思っております。

答（都市防災） 県から示されました被害想定を踏まえまして、目標値といたしましては、アルファ米、食糧であります、2万2,000食を目標値としております。以上でございます。

問（16） それはアルファ米ですがけれども、一応、備蓄品としてここに一覧表がありますけれども、数量。一応、このそれぞれの数量についてお伺いしたいと思っております。

答（都市防災） 主要成果にございます項目の目標値について順番に申し上げます。アルファ米100グラム、アレルギー対応を含めまして2万2,000食、それからはんぶん米、人工透析が2,000食、それから缶パンが3,000食、クラッカーが1万1,000枚、飲料水が2万2,000リットル、災害用毛布が5,500枚という目標に向かって、計画を立てて購入をしている状況でございます。

問（16） 計画を立てて、毎年予算計上して、この目標に向かっているということですが、今現在、この目標に対しての全体の数量というのはどれぐらいになりますでしょうか。

答（都市防災） 今、申しました食糧と飲料水につきましては、目標値に達している状況になっております。毛布につきましては、現在2,670枚が整備されている状況でございますので、約半分という状況でございます。以上でございます。

問（16） 下の福祉避難所ですが、これは福祉避難所も数がふえたということで、積極的に取り組んでくださっておりますので、一定の評価をさせていただきますけれども、福祉避難所もこれ目標値っていうのはあるのでしょうか。

答（地域福祉） 福祉避難所として協定を締結させていただくに当たりましては、10名の方が福祉避難所に避難できるという、ある意味条件が必要となってきました。高浜市内で福祉避難所として締結できる施設とは、全て協定をさせていただいておるといような状況です。今後、こういった条件に合ったような施設ができるような場合につきましては、協議のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（12） 45ページの2款1項3目、地域内分権推進事業の関係ですが、これは各まちづくり協議会に交付されていると思うんですが、要するに、使わなかった交付金の残金といいますか、そういう場合はどのようになっているのか、お示してください。

答（総合政策 主幹） 地域内分権推進事業交付金につきましては、従来市が行ってございました業務を、仕事としてまちづくり協議会に交付をしておりますので、地域内分権推進事業交付金につきましては、残金の返金は求めておりません。しかしながら、市民予算枠事業交付金につきましては、不用額は返還をいただいているというところになっております。よろしく申し上げます。

問（12） 残金を求めていないということなんですが、そうすると、ことしの仕事が終わったと、次の年についていうときに、それはどういうふうになるんで

しょうか。残金がこれだけあるからってということで、その仕事をやるという予定があればまたそれにつける。やる予定がなかったり、仕事が、100万円なら100万円のお金が使わなかった、半分で済んだってというようなときに、扱いはどのようになるのでしょうか。

答（総合政策 主幹） 地域内分権推進事業交付金につきましては、毎年度、その事業をまた来年度も受けるかどうかというのは、毎年調査をして、その仕事を受けるということであれば、毎年度金額を交付するというようにしております。

残金につきましては、地域内分権推進事業交付金のほうで、地域の努力、汗をかいて、金額が少なくて済んだというものにつきましては、ほかにこんなことをやりたいといった事業に振り充てたりというような形、そういったものがなければ、繰り越しというような形で出ているという形になっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款、総務費についての質疑を打ち切ります。

3款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（9） 主要成果の99ページ、福祉避難所の開設及び運営に関する協定の締結についてで、1法人、2事業所と協定を締結したとありますが、現在までにどのぐらいの協定を締結しているのか。

また、他市と比較して多いのか少ないのか。

また、次に今後も協定を締結していく予定があるのかをお聞きします。

答（地域福祉） 福祉避難所につきまして、3点ほど、今質問がございました。まず1点目の福祉避難所として締結した数ということでございますが、平成29

年9月現在で6法人13施設でございます。

また、他市との比較ということでございますが、近隣市の状況を見ますと、平成28年10月末現在の状況であります。碧南市で7施設、刈谷市が8施設、安城市8施設、知立市8施設でありまして、5市の中では、最も多く締結をしているという状況でございます。

今後の協定の締結のお話でございますが、先ほど小野田委員の質問にお答えさせていただいたとおり、今後新たに福祉施設が建設される場合、条件がそれに合致しているというようなことでありまして、その都度、実施主体と協議していきたいというふうに考えております。

問（9） あと、近隣市の中で、協定の締結が多いとのことですが、今後の新しい福祉施設の建設の際には、ぜひ声かけを行っていただきたいと思っております。また、協定済みの福祉施設は、災害時に備え、福祉避難所として機能するよう、あらかじめ準備をしておく必要があると思っておりますが、このことについて、考えをお願いいたします。

答（地域福祉） 福祉避難所の準備状況ということでございますが、先ほどのところでもありまして、必要な物資、資材につきましては、市から提供させていただいております。また、それに加えまして、昨年度から定期的な会議の場を設けておりまして、その結果、本年度10月を目途に「福祉避難所運営マニュアル」を基にしました、福祉避難所開設の机上訓練を行うという予定でございます。

問（9） 次に、主要成果の122ページ、学習等支援事業「ステップ」についてお聞きします。高浜市において学習支援事業、県内でも早くから取り組まれてきましたが、現在の学習支援事業の県内での状況、また、高浜市の学習支援事業の特長をお聞きします。

答（地域福祉） 学習支援事業の県内での状況でございますが、高浜市が取り組みを始めました、平成27年度におきましては、11の市で実施されておりましたが、平成29年4月1日現在では、23の市で実施されております。

高浜市の事業の特長ということでございますが、こちらの学習支援事業につきましては、生徒の習熟度に合わせた個別指導を実施しているということのほ

かに、体験活動やキャリア教育の実践を通し、生徒の将来を描くことができるような支援を行っております。また、ボランティアによる昼食の提供を行っております。食を通して、子供たちの支援を行っているというところがございます。

問（９） 次に、高浜市の学習支援において、食事の提供を行うことにより、子供たちが地域の中で自分たちをサポートしてくれている人がいるということを実感していると思います。また、キャリア教育を実施する上で、単に学習支援を行うだけでなく、将来、社会に出ていくための支援がなされているものと理解しています。

成果を見ると年間 36 人の利用決定があり、1 回当たりの参加者が 15 人ほどであるようです。貧困家庭の子供の学力を上げることも重要と考えますが、加えて子供たちの社会的自立に向けての支援をすべきものと考えますが、当局の考えをお聞きします。

答（地域福祉） 委員おっしゃるとおり、学習支援事業の目的につきましては、貧困の連鎖を防止し、子供たちを社会的自立に向けて支援していくことにあるというふうに考えています。高浜市こども貧困対策会議におきましても、施策の方向性といたしまして、子供たちの社会的自立が重要であるという意見をいただいております。

社会的自立の第一歩は就職でありまして、就職に向けては、高校卒業の資格があることがより有利となります。このことから、高校進学への支援、高校中退防止を行っていくことが本事業の目的の 1 つであるというふうに言えます。平成 28 年度におきましては、中学 3 年生の 9 名の参加生徒が全て希望の進路に進んでおります。1 名の方は就職を希望しておって、就職をしております。こうした中、社会的自立に向け、一定の成果があったものというふうに考えております。

問（９） あと、それに関連して、この主要新規の部分で、事業の運営を NPO 法人アスクネットに委託となっておりますが、この部分のボランティアとしての大学生及び地域団体として、おのおの何人ぐらいが関係してみえるかを、わかればお願いします。

答（地域福祉） アスクネットさんのほうに、私ども委託をさせていただいております。ボランティアさんにつきましては、このアスクネットさんのほうで募集をかけております。30名ほどのボランティアさんがいるというふうに聞いておりますが、1回当たり、こちらの支援のほうに参加していただいておりますボランティアさんは、7名から8名の方でございます。

問（9） 今、7名から8名、この大学生とか地域の団体さんの、おのこの振り分けというのはわからないですか。

答（地域福祉） 学習の支援につきましては、アスクネットさんのほうでボランティアさんのほうを集めていただいております。また、昼食の支援等で、地域のボランティア団体さんに協力をいただいているというところでございます。

問（9） 次に、主要成果の134ページ、保育園管理運営事業、民間保育所運営費委託料と扶助料についてですけれども、ここの部分で、市外施設入所状況とありますが、これはどのような利用かお聞きします。

答（こども育成） これは、本市に住所がございませう方で、例えば里帰り出産に伴う市外施設の利用だとか、市内の保育所等で、時間帯が対応できないような事業所にお勤めになられるような方の事業所内保育の利用の希望がございましたので、事業所内保育等の施設に対しまして、委託等をいたしまして、高浜市がその費用を負担をしたというような格好でございませう。

問（9） 続いて、主要成果の136ページ、保育園管理運営事業の保育所等業務効率化推進費補助金についてですが、これはどのような内容のものであつて、どのような効果があつたのかお聞きします。

答（こども育成） こちらは、平成27年度の国の補正予算で事業化をされたものでございまして、民間保育所などで保育士の業務負担の軽減を図るICT化促進のための保育業務支援システムを導入するための補助金で、市内施設では認定こども園翼幼保園が導入をされました。

具体的には書類作成等の業務ソフト導入、それから、ハード機器の納入のための費用でございませう。園児の出欠を登園降園時に、保護者がタブレットでタッチをして登録することで、出席簿のデータが作成されたり、保育の記録を決

められたフォーマットで入力するといったようなことができて、業務の効率化が図られ、職員の負担軽減につながったと聞いております。

問（９） 続いて、141 ページのひとり親家庭等生活支援事業についてお聞きします。ひとり親世帯の子供を対象とした学習支援は、平成 28 年度から他市に先駆けてスタートしていますが、主要・新規事業等の概要の 26 ページのアンケート結果にもあるように、子供たちや保護者からの声にしっかりと反映されており、学習習慣や社会性といった点については、着実に身に付いてきていると評価いたしております。

また、まち協を初めとした地域の方々や、高浜高校の生徒を初めとした学生サポーターとの交流は、これからの地域生活において大きな財産になっていると思っています。そこで、子供たちの身近な存在である学校の先生たちが、子供たちの成長をどのように捉えているのか、もし、先生たちの声を伺っていただければお聞きします。

答（介護保険・障がい） 先生たちからの声ということでございますが、先生からは、「宿題や持ち物を忘れることが改善されてきた」、「本読みをやるようになった」といった学習面のほか、「笑顔がふえ、話しかければ返事ができるようになった」といった生活面でも良い影響が出ているといった声をいただいております。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 0 時 57 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 款、民生費について質疑を続けます。

問（９） 午前中のひとり親家庭等生活支援事業の続きですけれども、早くからこの事業に取り組み、成果を出していることは評価できますので、今後も引き続き実施していただきたいと思っております。

また、今後の実施に当たっては、これまでのようにひとり親世帯や生活困窮

世帯といった対象に分けるのではなく、真に支援が必要な子供を対象として、将来にわたって切れ目のない学習支援を行っていくことが必要ではないかと考えていますが、今後の子供の学習支援に対する考えをお聞きします。

答（介護保険・障がい） 議員おっしゃるとおり、一人の子供をトータルの視点で捉え、小学校から中学校、中学校から高校へと切れ目のない学習支援を提供していくことは必要であり、重要であると考えております。

今後は対象に捉われず、支援が必要な子供たちを対象とした学習支援の仕組みの構築に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（9） 続いて、主要施策の 145 ページ、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費補助金について、これはどのような内容で、どのような効果があったか、お聞きします。

答（こども育成） こちらは、市内の児童クラブが ICT 化推進のためのハード機器の購入に対する補助金でございます。具体的には児童クラブで事務に使用するパソコン等を購入しております。各児童クラブでの主な効果としましては、パソコン不足が解消され、これまでよりも事務効果が上がったことが挙げられます。現場の声としましては、行事や事務連絡等の業務が円滑になり、職員間の共通理解もスピーディーになったり、パソコンの利用が重複することが減り、事務がスムーズに行えるようになったなどと聞いております。

問（9） 最後に、主要施策の 146 ページ、子育て推進事業、こども食育推進事業のたかはま食育フェスタについて、これはどのような内容で、どのような効果があったか、お伺いします。

答（こども育成） 高浜市こども食育推進協議会発足 10 周年を記念いたしまして、食育月間の食育の日であります平成 28 年 6 月 19 日の日曜日を中心に、たかはま食育フェスタを開催いたしました。19 日には、中央公民館をメイン会場に、「記念式典」、小学生の調理コンテストであります「たのしい朝食甲子園」、食育劇の「カワラッキー劇場」を開催するとともに、6 月 11 日から 26 日までの期間では、サテライト企画として飲食店や企業等の協力を得て、食育体験等のスタンプラリーを実施いたしました。

メイン会場には、約 1,200 人の来場があり、食を通じて親子や地域と交流をする中で、「食」を見直す機会としていただき、今後の開催を期待する声も多数聞かれたところでございます。

フェスタ開催に伴いまして、食育協力隊カワラッキーフレンズの登録は 31 団体増加し、70 団体になったことに加え、実行委員会に対して、御協賛いただいた事業所等は 114 カ所で、当日や準備に御協力いただいたボランティアは 152 人であり、市内の事業所等への食育啓発にもつながりました。

今後も、20 周年に向けて、地道な取り組みを継続し、多くの皆さんの御理解と御支援をいただきながら、子供が健康的で豊かな食生活を送る力を身につけられる支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
委員長 ほかに。

問（7） 2 点ほどお伺いします。97 ページの工事請負費。空調機器等更新工事で、予算の半額ぐらいで実際、空調の工事が終わっておるんですけども、要するに、ガスで多分やるとっておるんですけども、そこら辺の予算をつくる時の規格だとか、それから実際に稼働されて、光熱費等の変化があったかどうかのその一つと。

あと 114 ページ、養護老人ホーム高浜安立の補助なんですけれども、きのう現場を見させていただいたんですけれども、かなり施設も広くなって、皆さん喜んでおるとは思うんですけれども、そういった利用者の声等やなんかはお聞きしておるのか、そこら辺のことを少しお聞きしたいと思います。

答（地域福祉） まず 1 点、主要成果説明書の 97 ページの工事費なんですけど、こちら東邦ガスさんのほうが、ガスと電気の併用ということで提案を受けておりますが、実際、提案の中身を見ますと、価格的には私どものほうの予算で上げさせていただいた価格と余り変わりはないんですが、東邦ガスさんのほうで値引きをしておる部分、これがかなり大きかったということで、結果として工事費が落ちておるといような状況です。

また、このことによります効果でございますが、主要・新規事業の概要のところの 19 ページをごらんいただきますと、1 番下の欄の成果で、光熱水費が前年比で 272 万円ほど、こちらのほうが前年比で減となっていると、これ 12 月か

らの結果ですので、1年間を通じるともっと光熱水費で効果があるんだろうなというふうに推測しております。

また、修繕にかかるコストも、今後、この工事によって減ってくるんだろうなと想定をしております。以上です。

答（福祉まるごと相談） 施設が新しくなりまして、2人部屋の解消、また、段差の解消、あと狭い廊下が解消されたということで、入所者の方からは、随分いいお言葉をいただいております、例えば2人部屋のときはどうしても相手に気を遣うことがあったが、今はその必要がなくなったということを知っております。

また、自分の時間を持てるようになったということで、個室化・ユニット化に対して、歓迎の声をたくさんいただいているところであります。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（8） それでは主要施策成果の113ページ、3款1項5目、高齢者等生活支援事業の中の配食サービス事業についてお伺いしたいんですけれども、これをつくった当初の狙いって一体なんなんですか。まず、その点だけ。

答（福祉まるごと相談） つくった当初は、食の確保という面を第一に考えて、行われたと聞いております。

問（8） 当初は、そういう宅配で給食を配ってくれる業者さんいなかったと思うんですけれども、今状況が変わってきていると思うんですけれども、その中でこれ継続している意味って、何があるんですか。

答（福祉まるごと相談） 確かに民間事業者の参入が大分ふえてきておりまして、実は配食数もかなり減ってきております。28年度では1万2,600食ほど提供していますが、27年度は1万5,600食ほどありましたというのが、今言われたとおり、民間へ流れている事情もありますが、あと残っている方は、本当に生活的に厳しいなど、福祉サービス支援を必要としており、その支援の一環として配食事業を実施しているところであります。

問（8） 基本的にそういう方たちについては、また別の形で支援されてると思うんですけれども。何か、こうやって個別にある事業に対して支援するよう

な形で始められちゃうと、そういう面で見ると、全体が見えなくなってくるんですけれども。個別にこういう形、要は水道のところ、家賃がどうのこうのだとか、そういう形って、本当にこちらも見える形になるんですか。生活っていう水準でも確かにわかるんですけれども、本当にそれが、意味があるかどうかっていうことをお伺いしたいんですけれども。

答（福祉まるごと相談） 食の確保だけを目的とする場合もありますが、民間事業者を利用することで、生活が厳しい状況になることもありますので、セーフティーネットとしての機能も配食事業の重要な役割だと思っており、今後も続けていく必要があるというふうに自分は考えております。

問（8） 続けていく意味っていうのが理解できないんですけれども。以前から言っているように、当初、そういうことをやる業者さんがなくて、公的機関が事業として成り立つということを示す、これは、公的機関としての役割だと思うんですけれども、民間が入ってきたときに、逆に言うと税を投入してそういう事業しているということは、民間を圧迫しているという話にしか見えなくて、本当にやっている意味があるかっていうのを、こちらが理解できるように説明いただきたいんですけれども。

答（福祉部） 今おっしゃいましたように、実は食の確保に合わせて、地域の見守り体制の確保というのが大きい内容で、創設時にありました。それで民間の事業者さん、そしてコンビニの宅配サービスが出てきたということで、やはり、そういった意味では新しい担い手ができてきたということは、これはそれで事実であります。

しかし、一方で、こうした地域の見守りというのは、たまたま配食は一つやっていますが、配食だけやればいいのかというものでは決してありません。いろいろ多くの地域の視点というのが必要になってくるということで、私ども配食サービスは続けておりますが、今言ったように食数も減ってきたということで、これはやはり民間事業者と競合するのではなくて、共同して見守りをしていく姿勢で、これからも続けていきたい。地域の見守りという形、生活支援という形で、これは続けていきたいと、このように考えております。

問（8） 今、見守りというお話されましたけれども、じゃあお伺いしますけ

れども、高浜市内で見守りが必要な人がどれぐらいみえて、逆にそれを見守っている、要は給食の宅配サービスだけじゃなくて、新聞配達ですとか、いろいろなところで見守っておられますよね、何%カバーされていますか。

答（福祉部）　こういう言い方がどうなのかわかりませんが、単身高齢者の世帯が実数として800世帯ぐらい、高齢者のみ世帯が1,000世帯ぐらいというような状況の中で、これは見守りが必要な人っていうのは、その数とは、別にイコールになってくるわけではありません。

やはり、それは個人の状況によって見守りが必要な人がいるわけなので、何人の人が必要だよってというような数字が大切ではなくて、その人たちがしっかり見守られていることが、私は大切なのかなと思っていますので、やはりそこは重層的な見守り、今言われた新聞の見守りもすればいいというだけではなくて、配食も新聞もヤクルトも一緒に見守るといような、地域の中で見守りが構築できればいいなと思っています。

問（8）　言っている意味が違って、一つの800世帯があって、800世帯の中で複数の見守りが入っている。これが全部を網羅してるかどうかということをお伺いしてるんで。

答（福祉部）　それは、その人によって、やはり違います。違いますということだけお伝えさせていただきます。

問（8）　だから、見守りっていう面で言うとね、これ申しわけないけれども、全てを見守るといいう中で、網羅できてるかどうかっていう管理の仕方じゃなくて、ただ単にドゥー、アクション、これもこういう形で使いましょうとやられているだけなんで、そこではやっぱり意味をなさないというふうにしか理解できないんですけれども。

答（福祉部）　一番いいトータル的な見守りっていうのは、今私どもが行っているLSAと言われる、県営住宅の中で24時間見守りというということが、それが一番正確な見守りなのかなと思いますが、やはりそれだけでカバーできないという部分は、やはり地域の中で、そうした完璧ではないにしても、それぞれの主体が見守りができる、高齢者の見守りも含めて、地域の中で、全ては網羅はできませんけれども、見守っていければいいなと考えております。

問（８） これ以上やっても無駄なんでやめますけど、基本的に考え方、事業としての目的、これが達成したら、すり替えていっちゃうとずっと残っちゃうんで。やり方、やっぱり基本的に検討いただきたいというのがお願いになります。

それと続きまして 142 ページ、３款２項３目、民生費の児童の家庭支援費、学習支援というのが入っています。先ほど、９番議員のところでもいろいろお話が出ていましたけれども、成果って何になるんですかね。要は貧困の連鎖を断っていく、これはわかるんですけれども、結果的によくわからないんですけれども、時代背景も違って、それかもしれないんですけれども、学校の授業で、ここで足りない部分って一体何があるんですか。それがよくわからないんですけれども。

答（介護保険・障がい 主幹） ひとり親家庭ということで、今支援をさせていただいておりますが、やはり、ひとり親ということで、コミュニケーションだとか、あとは学校の勉強にも、親御さんが勉強を教えるような時間もちょっと多少少ないので、授業にもついていけないようなところがあると。あとはやはり生活面でも不規則な面があるといった形で、そういった面を支えていくと、市全体として支えていくということで事業を行っております。

問（８） 成果って、これ主要施策の成果ですよ。成果というのは何で見られるんですか。

答（介護保険・障がい 主幹） 成果といたしましては、先ほどアンケートの話が、答弁ございましたけれども、教師であるとか親御さんから、忘れ物が減ったであるとか、宿題をきちんとやるようになったとか、そういうような形での声が上がってきております。

問（８） 成果というより、しつけができるようになったというふうにはしか聞こえないんで、そういうことなんですよ。そういう理解でいいんですよ。しつけができるようになったと、そうやって書いてもらったほうがわかりいいんだけど。

続きまして家庭的保育推進事業、隣の 143 ページのところになります。これって、保育園に行けない子供だとか、いろいろ事情があって家庭的保育やら

れていると思うんですけれども、一般的に保育園に行けない子がこっちに行って、最初から行ってる子もいるとは思いますが、1人当たりの市が、要は、園児にかかるコストというのは、家庭的保育のほうが高いのか、保育園のほうが高いのか、そういう目ってというのは、何かデータで示していただくことはできますか。

答（こども育成） 今、数字のデータとしては持ち合わせがございませんので、今ここでお示しすることできませんけれども、一つ、実際の運営に関わる部分でまいりますと、保育園は、施設を持って運営しておりますので、その部分の建物の維持管理費も含めた費用負担が当然大規模に必要なところであります。

家庭的保育、我々、高浜でやっているものについては、施設を自前で持たずに皆さんやっておりますので、その部分についての費用負担というのは、運営者側としては抑えられているというのが実際のところではありますけれども、その違いが一つ大きいんですが、国の制度としましては、保育園でありますと公定価格の単価が決まっておりますので、年齢に合わせたもので、家庭的保育も家庭的保育としての単価がございますので、その差はどうしても出てきます。

3歳以上児は、どちらかというとなんか単価が小さくなって、人数もたくさん見れるようになりますけれども、家庭的保育は1人あたりの、低年齢ということで、単価はどちらかというとなんか高い設定にはなっております。

問（8） こういう形ってというのは、待機児童、現状でも出てるじゃないですか。出てる年齢ってというのは未満児。家庭的保育がカバーするのが3歳以上でしたっけ、未満児ですよ。そういう面でいうと、ここを充実させてもらったほうが、待機児童対策として早いと思って見ているんですけれども、そういう考えでよろしいんですか。

答（こども育成） 家庭的保育をふやしていくことが、待機児童対策に効果的なんじゃないかという御質問だと思います。実際に、そういった面もございます。先ほどおっしゃられたように、最初から家庭的保育を選んで入られる方もいらっしゃいますが、当然、中には保育園を第1希望でされて、保育園が空いてないというところの中で、家庭的保育を選ばれる方もいらっしゃいます。

なかなか難しいのが、家庭的保育を利用される方で、御兄弟がいらっしゃる方ですと、2カ所の送迎が発生したりだとか、そういった面での保護者の方の負担が出てくる面がありますというのと、現在、高浜でやっております家庭的保育は、保育園よりも開所時間が短い部分がございますので、そこで少し、今、選ばれにくいような状況はあるのかなという理解はしておりますけれども、この家庭的保育は、このあとも引き続きふやしていけるように、人材育成も引き続きやってございますので、そういった方法も、選択肢の一つとして進めてまいります。

問（8） それと145ページ、放課後児童健全育成事業、3款2項3目、一番下の（3）のところに、ICT化推進のためのハード機器購入費、ICT化推進ってというのは、先ほどからね、業務効率化のために入れてるというお話されているんですけども、具体的に何でこれじゃないとやれないのかというのが理解できない。要は、パソコンでどうしてできないのかなと。パソコンってないんですか、ここ、こういうところ。

答（こども育成） これは国の補助事業でございまして、全国的に児童クラブが増加する中で、そういった整備がなかなか伴わずに実施をされているところがたくさんあるということで、まずはパソコンの整備部分から国の支援ということで、こういった補助制度がスタートして、市内でもパソコンがない、または不足しているというところが、この補助の対象として今回実施をしたところでございます。

問（8） パソコンが整備されると、事務事業が簡便化される。そういう意味合いで理解してよろしいんですか。逆に言うと、パソコンを入れてね、変な紙を出して送ってきてもらっても、こんなの何のあれにもならないと思うんで、データで送ってきてもらえればいいじゃんという発想があるんですけども、そういうことってというのは、ネットワークとかその辺も全部合わせてやられる予定なんですか。

答（こども育成） 今回の事業では、パソコンの購入のみが対象になっております。それぞれのクラブが、今回対象になっておりますのがひこうきぐも、吉浜、中央でございまして、清心会、知多学園、社会福祉協議会が、それぞれ

ネットワークというのかインターネットの構築のほうは、それぞれされておりまして、いわゆるインターネットのメール等のやりとりについては、市の翼児童センターが中心になって取りまとめをしますので、そういったところでは、活用ができると思っております。

問（８） ちょっと細かいことばかり聞いて申しわけない。パソコン入れて何をやるのか。いくつ事務事業として、今こういう作業をやっているところが、パソコンに置きかわるというイメージがあると思うんですけども、何をやろうとしているんですか。

答（こども育成） 既に導入をされたもので、実際には手で作っておるお便りのような書類をパソコンで打ったものでお配りをするだとか、利用者の情報管理をパソコンですするという、非常に初歩的な形での利用になっていきますので、委員おっしゃられるような高度なものというよりも、まずはそのパソコンを導入して、事務を手作業からパソコン化するという程度の利用にとどまっております。

問（８） 次は150ページ、3款3項2目の生活保護事業のところ、生活保護の受給者が、確か7、8年前だと50数名だったと思うんですけども、リーマン経過して、3倍程度にふえておるんです。3倍から4倍にふえたのかな。ふえてきている理由って一体なんなんですかね。

答（地域福祉） 生活保護受給者の方の内訳を見ますと、例えば平成24年ですと、高齢者の方の世帯で35、それが平成28年度におきましては49ということになっておりまして、大きく伸びております。今後もこういった高齢者世帯の方で、無年金等で生活が苦しいというような御相談がふえていくんだろうなということを想定しております。

問（８） 当然、高齢者の方、障がいを持たれている方、こういう方が生活保護を受けられるんだと思うんですけども、今後ふえるってということは、例えば、高浜市に対する影響というのは、なんか出るんですか。その辺がよく見えないんですけども。

例えばコスト的にいうと、国が全部国庫負担で補助してくれてるって言われているんですけども、市として何をどういう形で負担しているかというのが

見えないんで、その辺のところを教えてくださいなんですけれども。

答（地域福祉） 国庫負担につきましては4分の3でありますので、4分の1は市が負担することになりますので、生活保護がふえていくということは市の負担もふえていくということになります。

問（8） ということは、以前就労支援という形で、生活保護、働きたいんだけど、うまく仕事が、リーマンがあったときにね、会社の都合でリタイアされた方ということのを就労支援とかやってみえたんですけれども、その辺という成果が、今も継続されているのか。そういうことを今後、なんかやっけていかれるのか。

先ほどのお話ですと、これ人がどんどんふえてくるという話で、市の負担がふえてくるんですね。だから、それをどちらかっていうと、歯止めとまでは言いませんけれども、何らかの形で負担を軽減するようにしないと、本来やっぱり市民で使いたいところに使えなくて、こちらに優先的に充たっていくような形になると思うんで。そういう面でいうと、その働ける方には働いていただく、そういう支援みたいなどころって何かやられているんですか。

答（地域福祉） 主要成果に記載させていただきましたとおり、就労支援業務ということで、就労の支援は行っております。27年度につきましては、18名の方が就労に結びついておりますが、残念ながら28年度におきましては、3名ということになっております。これは27年度就労につなげて、もうあと残っておられる方は、本当に就労につながらないような高齢者の方であったりとか、そういった状況になっております。

なおかつ、今後、高齢者の方がふえていくということになりますと、働くことが難しいというような方がふえてくることになりますので、生活保護に関しましては、今後市の財政的にも厳しいというところが見込まれてくるところでありますが、なるべく高齢者であっても、元気な方であれば就労につながるような支援はしていきたいと考えております。

問（8） 今、有効求人倍率って高いですよ。要は今ってチャンスじゃないですか、どちらかっていうと。このチャンスを逃しちゃうと、本当に働き口がなくなってきちゃうと、現状でね。こういう方たちと勝負っていうとおかしい

ですけれども、仕事の取り合いになるわけじゃないですか。そういう面でいうと、もう一段ここで勢いつけておかないと、なかなか難しいと思うんですけれども、そういうところって世の中の状況を見ながら動かれていますか。

答（地域福祉） 就労支援の状況についてお話しさせていただきますと、実は就労につながっても、すぐ離職してしまう方がふえています。これは、ある意味いろんな働き口が出てきておるといところが、先ほど有効求人倍率のところでもあるかなと思うんですが、働けるという方が次の仕事を選んでいるといところも、一つの課題になってるんだらうなといところを今、捉えております。

委員長 ほかに。

問（12） 102 ページですが、権利擁護の関係ですが、成年後見人制度について聞きに行かれた方がいるんですが、弁護士や司法書士の人に聞くとよいと言われただけで、それまでしか話をされなかったそうなんです。自分は司法書士の人に教えてほしいと思っていたんですが、どういう方が司法書士でやってみえるのかっていう、もうちょっと丁寧なことも説明をしてほしかったと言ってみえました。

ちょっとそれはそういうことなんです、103 ページの福祉まるごと相談で、相談者、いろいろ大変な相談の数があるんですが、これ、どれぐらい解決したというか、全部解決はしないにしても、これの相談のあとの状況を、ちょっと説明をお願いします。

答（福祉まるごと相談） 解決した件数ということなんです、福祉まるごと相談グループは、総合窓口相談の入り口、福祉の相談の入り口としての機能、あと調整役としての機能があるということは御存知だと思うんですが、ですので、つなげるところにつなげて、担当グループのほうで解決を図っていくということで、全ての解決はちょっと難しいんですが、できる限りの対応はしております。

問（12） この関係なんです、資料をいただいている中で見ますと 300 万円ですか、これ、補助基準額の見直しということで減額されているんですが、そのあたりはどうようになっているのかお示してください。

委員長 内藤委員、何の資料でしょうか。

問(12) この決算の資料です。28年度決算における国県補助金等削減に関する資料2の2だね、資料。これで見ると、まるごと相談グループですが、生活困窮者の自立支援事業費の補助金になっていますので、ここではないのでしょうか。

答(福祉まるごと相談) 権利擁護の関係で、今の補助金が200万円ということで資料が手持ちにないんですが、200万円は運営費として充てられています。

問(12) そういうことになると300万円、これ削減されたというふうになっているんですが、それはどのようにやりくりをしてみえるのでしょうか。

答(地域福祉) こちらにつきましては国の補助基準額が下がったということで、500万円から200万円に下がったということでもあります。

委員長 ほかに。

問(12) 110ページなんですけど、3款1項3目、日常生活用具給付費の関係ですが、市の手当が月に4,000円出たようなんですが、それが給付されなくなったというふうに市民から聞いています。その方、ほかの市にも聞いたみたいなんで、ほかでは中止されたところばかりじゃないようなんですが、これはどうして中止されたのかお示してください。

答(介護保険・障がい) 委員がおっしゃっているのは、障害者扶助料の関係だと思います。この案件につきましては、平成27年の12月議会で御提案させていただいて、御可決を賜っているということで、28年度から制度の内容が変わっておりますので、支給停止の要件に該当されるようになれば、その分が支給されていないということでございます。以上です。

委員長 ほかに。

問(12) 112ページの3款1項4目、障害者福祉タクシーの助成事業ですが、利用率が56.1%。28年度ということなんですけど、これ、利用してない方が40%ぐらいいるということなんですけど、それはなぜかということ。

1枚のタクシー券で足りない場合が出てくると思うんですが、そういう場合にどういうふうにしてみえるのか、そのときに2枚使うことはできないのか、そのあたりをお示してください。

答（介護保険・障がい） 利用率が 56.1%ということで、まずこの 56.1%については、他市の状況を見ても、おおむね同じぐらいの率であるということは申し上げておきたいと思います。

利用していないのはなぜかということにつきましては、申請は、手帳の交付等で窓口に見えたときに申請をしていただいたりしているわけですが、交付をしたあとお亡くなりになったとか、自動車税の減免を受けるようになったとか、さまざまな理由があると思います。詳しい調査はしておりませんが、今言ったような理由で使われていないと思っております。

委員長 ほかに。

問（12） 行き先によっては、1枚で足りない場合の回答。

答（介護保険・障がい） 1枚では足りない場合ですけれども、高浜市の場合は1回の乗車につき1枚の利用という形にしておりますので、それを超えた場合は、その分は実費で払っていただいているということになります。

問（12） 113 ページ、3款1項5目ですが、さっきの配食サービスのことについてですが、私は、やっぱり今コンビニの弁当なんかも出ていますが、市がひとり暮らしの高齢者を見守っていくという意味でも、まだ必要だと思っております。

それから食事の内容が、いつも同じメニューっていいですか、そういうところをもう少し改善をしていくといいのかなと思います。

それから②の。

委員長 質疑を行う場所ですので、意見のほうは控えていただきたいと思いません。

問（12） （2）の緊急通報装置貸与事業、402万2,746円出ていますが、御主人が亡くなった場合に、ひとり暮らしになった方は、市はつかめると思うんですが、そこで緊急通報装置の話をしたらと思うんですが、そのところで話をしないのかどうか、その点をお示してください。

答（福祉まるごと相談） まず利用対象者でございますが、単身のおおむね65歳以上のひとり暮らしの方で、疾病などの身体上の理由で日常生活を営むのに支障がある方、またはシルバーハウジングに入居されている方、あと身体障害

者手帳1・2級を受けた方のみの世帯に属する方ということになっておりますので、単にひとり暮らしっていうだけでは対象にはならないと思います。

また、携帯電話が普及してきておりますので、そういったもので連絡がとれる方については、特に緊急通報装置というのは必要ないのかなと考えております。以上です。

問(12) 121ページの3款1項8目、生活困窮者自立支援事業の関係ですが、ここに関わるような方たちはどれぐらいみえるのかってということと、ひきこもりの就労準備支援事業等も関係してくるんですが、ひきこもり状態が長くなればなるほど問題は複雑化してくるでしょうし、長引くんじゃないかと。担当者は何人ぐらいでやってみえるのかということと、あと若者人口と言うんですか、推計したニートっていうのは何人ぐらいいるのか、そのあたりをお示してください。

答(地域福祉) まず、どれぐらいの対象者の方がおみえになるかでございますが、これはなかなかつかむのは難しいというふうに判断しております。その中でも、平成28年度に新規に、生活が苦しいという相談を受けた方が161名おみえになります。足を運んでいただいた方もお見えになりますが、電話等で相談を受けた方もここにカウントしております。そういうことを考えますと、自分が、生活が苦しいというサインを出していただければ、こういったことの相談につながっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

自立相談支援につきましては、こちら記載のとおり4名の方で相談を対応しております。

もう一つ、ひきこもりということであると、若者の方を含めると、子ども健全育成支援員の方が2名いますので、その方も対応している状況です。

また、ニートの方の数ということでございますが、これもつかむのは難しいという判断しております。ただ、言えるのは、生活とか就労が苦しいということでありましたらサインを出していただく。そのことで私どものほうも相談につながってきますので、そういった情報がありましたら、私どものほうに、御連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（12） 124 ページの、3款1項9目、脳とからだの健康チェックの関係ですが、お医者さんのお話なんですが、急に1万歩とかいって歩き始めて、膝を痛める方が結構多いということを書いてみえました。そういう面で市のほうもこれ、脳とからだの健康チェックをやってきたわけですが、そういう、ようけ歩けばいいというものではないそうですので、市のほうとしても、そういう指導するというのか、少し気を付けるように言うとか、そういうのはやってみえるんでしょうか。

答（保健福祉） ホコタッチを使って、歩き過ぎになられて、膝を痛められたというお話は、私どももお伺いしておりますので、私どもが出しております、ホームページですとか、あるいは「でいでーる」といった情報誌で、歩き過ぎに注意をしましょうということで、1万歩を超えない程度で歩いていただくように勧めておるところであります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款、民生費についての質疑を打ち切ります。

4 款 衛 生 費

委員長 質疑を許します。

問（14） 160 ページの4款1項2目、この中にあります、予防接種事業の成人用肺炎球菌ワクチン、これは毎年65歳から5歳刻みで、70歳だとか、75歳といった具合に、節目の年齢になると、接種費用を補助していただけるということで、接種の勧奨もしてみえるようですけれども、これ何年か続けられたと思いますけれども、これからは高齢者全てに、こういう接種の補助金を与えるのもいいかなと思いますけれども、そういうお考えはないのか、お伺いしたい

と思います。

答（保健福祉） 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成 26 年 10 月 1 日から定期接種となりまして、議員が今おっしゃられましたとおり、節目年齢で接種費用の助成を行っております。

従いまして、制度開始から 5 年目にあたります、平成 30 年度になりますと、助成の機会が一巡することになりますので、今年度及び来年度の残り 2 年、対象者には予防接種を受けていただくよう、しっかりと周知を行ってまいります。

問（14） 続きまして、昨年 10 月から、新たに B 型肝炎ワクチンの定期接種が開始されていますが、これは乳児が対象となって、感染の拡大を防ぐという意味で位置付けられておるとお思いますけれども、今の接種状況をお聞かせください。

答（保健福祉） 御質問の B 型肝炎ワクチン予防接種は、1 歳に至るまでの間に 3 回接種をする必要がございます。

昨年の 10 月に定期接種が始まりまして、半年の間におよそ 8 割の方が初回の接種を終えられておりまして、まずまずの滑り出しであったと考えております。

意（14） 両接種ワクチンですかね、勧奨を進めていただいて、医療費の抑制だとか、そういうものにぜひお願いしたいなと思います。私も 1 週間くらい前に保健福祉グループからいただきまして、インフルエンザの勧奨をいただきまして、初めに「高齢者の方へ」と文言があったもんですから、ちょっとムツとしましたけれども、そういう年代になって、市からそういう勧奨の案内が来るような歳になったということで、改めて感謝いたしておりますので、これからもそういう勧奨活動に努めていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 162 ページの 4 款 1 項 3 目、地域医療振興事業ですが、これ地域医療振興ということで、1 億 9,905 万 4,228 円、要するに 2 億円近いお金を、財政支援を行っているわけですが、1 民間病院に、もともとは 3 年という話だったのがずっと続いているんですが、1 民間病院にこういう費用を出すということは、ちょっと問題があると思いますので、考えたほうがいいんじゃないかと。

高度医療機器等補助事業補助金というのが、一機種 5,000 万円を超える医療機器及び情報システム購入経費に払っているということなんですが、高浜分院にこのような機器は入っているのでしょうか。

答（保健福祉） 高度医療機器の購入のための財政支援につきましては、これは高浜分院への支援ではなくて、医療法人豊田会への支援となっております。

従いまして、豊田会さんが購入された医療機器に対しての財政支援ということになりますので、昨年度につきましては、本院で使われる血管撮影装置、こちらに充てられたということで伺っております。

問（12） せめて分院で使う機器への補助ならともかく、本院で使っている機器にそうやって補助を出しているということですので、ちょっと納得がいかないところがあるんですが。

そのことと 169 ページの 4 款 2 項 1 目、ごみ減量リサイクル推進事業ですが、これ可燃ごみの袋が、ずっと要求してきましたけれども、若干改善されたんですが、ほかに軽トラックを設置してほしいという声があるんですね。シルバーにタンスなんか頼めますが、家の庭木の伐採なんかをしたときには、どこかでトラックを借りなきゃいかんということもあって、ぜひそういうのを設置してほしいという声があるんですが、いかがでしょうか。

委員長 内藤委員、決算の質疑なんで要望は窓口のほうにお願いしたいと思えます。

答（市民生活） 要望ということでありましたらお答えはしませんけれども、要望ということではよろしいでしょうか。

問（12） これ、要望しておきます。

次、175 ページの 4 款 2 項 3 目、2 の環境衛生事業の関係なんですが、先日も野良猫の地域猫セミナーっていうのが刈谷で開かれたんですが、野良猫対策を求める陳情書も、何か安城では出されて採択されたそうです。野良猫の避妊手術を市が補助することを含めて、対策を取ってほしいということなんですが、そういう考えがあるかないかお示してください。

答（市民生活） こちらも、決算とはちょっと直接関係はなさそうですけれども、猫の去勢手術の費用ということで、今のところは具体的には考えておりま

せん。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款、衛生費についての質疑を打ち切りま
す。

休 憩 午後1時53分

再 開 午後2時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5款 労働費

委員長 質疑を許します。

問（7） 177 ページ、勉強不足で申しわけないですけども、市民生活援助
事業で建物のかさ上げ工事等に係る利子補給金。対象者が1人で8万8,700円
あるんですけども、これはどういったあれですかね。稗田川沿いとか、何か
そういったところのかさ上げですか。

答（市民生活） 御質問の建物のかさ上げ工事等利子補給金につきましては、
既に制度としては廃止になっておりますが、高浜市建物かさ上げ工事等に係る
利子補給金交付規則に基づきまして、お支払いをさせていただいておるもので
す。建物のかさ上げ工事に伴う工事をされた方が対象となっております。

このお1人につきましては、平成15年度から平成35年度までということ
で利子補給をさせていただいています。借入額につきましては、この方は700万
円ということでございます。以上です。

答（委員長） ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかにないようでしたら5款、労働費について質疑を打ち切ります。

6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問(12) 181 ページの明治用水中井筋の改修事業ですが、もう、そろそろ3年になるかと思いますが、これ、いつぐらいに完成して、どのようなふうになるのかお示してください。

答(地域産業) 委員がお尋ねになっておる3年ほどの工事というのが、おそらく名鉄三河線の横断工事のことをお示しいただいていると思います。こちら、平成27年12月から平成30年3月を予定としております。ですので、今年度に終了を予定しております。

委員長 ほかに。

問(12) 今年度終わるということなんですが、それであれば、そこを通れるようになる、そういうことだけで終わりなんでしょうか。

答(地域産業) 工事後は、蛇抜橋の通り抜けは可能になります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款、農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

7 款 商工費

委員長 質疑を許します。

問（7） 191 ページをお願いします。きのうも見学させていただいたんですけども、産業経済活性化事業内の工事請負費の、この愛知県企業庁が造成工事を施工しておる豊田町地内の用地確保に必要な代替地の多分、整地工事費というふうで思っておりますけれども、この工事の内容等についてお伺いしたいと思います。

答（企業支援） 工事の内容といたしましては、主に代替地の農地を整備するため、例えば1枚の田んぼを複数に分割をして提供できるよう、あぜの移動工事であったり、あと、田から畑に盛り土をする工事。それとあと、農業用水の給水施設の設置の工事などが主な工事ございます。

委員長 ほかに。

問（7） この整地工事で、きのうも北側の道路が9月1日から通行可能になるというふうになっておったんですけども、9月4日からこの用地の企業募集ですか、それが始まったというふうを受けておるんですけども、そこら辺の申し込み等の確認だとか聞きたいんですけども。

それと企業庁、きのう説明を受けて3割か4割ぐらい順調に進んでおるといふ報告を受けておるんですけども、そこら辺のことを少しお伺いしたいと思います。

答（企業支援） まず、9月4日から始まりました公募の状況でございますが、現在、公募期間ということもございますが、企業庁のほうから数件問い合わせがあったということ聞いてございます。

あと、工事の状況でございますけれども、きのうの現地見学の際、企業庁のほうから、現在ほぼ順調に工事が進んでおると話がありました。目標としております平成31年2月の完成を目指して、順調に進んでおるといふ状況下でございます。

問（8） 294 ページ、7款1項3目、高浜市観光協会活動事業費補助金、これ1,028万6,000円ということを出ているんですけども、これ補助したのはわかりますけれども、成果って何ですか。

答（地域産業） 観光協会への具体的な補助となります。こちらは、平成23年度まで行政主体で行っていた観光事業を観光協会が独立するというような中

で、観光協会の自立した活動として実施をするということに対しての支援となります。実際には、こちらの催事の際には、高浜商工会や愛知県陶器瓦工業組合、また鬼瓦組合など、各種団体や企業の協力を得ながら実施され、いわゆる市民との協働による観光振興を図ることが実現されているのが、一番大きな成果というふうに考えております。

問（８） 振興した成果を聞きたい。

答（地域産業） こちら観光案内所、オニハウスや、いわゆる秋の鬼みちまつりや春の鬼みちまつり等で、補助金に見合う経済効果というものがどのくらいあるのかということも、こちらの市のほうでも把握調査をしております、秋の鬼みちまつり、去年、平成 28 年度における、いわゆる経済効果で言いますと、観光案内所のオニハウスの売り上げ、また、秋の鬼みちまつりの出店者の売り上げ等を合計しますと 1,230 万円ほどの売り上げを実現しております、こちらがいわゆる補助枠を上回る売り上げを地域に生み出しているということで、こちらで一つの経済効果というのと、またその活動によって地場産業、地元の企業や商店を多くの方に知っていただくというようなところが、一つ大きな成果として挙げられると考えております。

問（８） ふるさと応援寄附金等でも、高浜の物産、これを広く紹介してってということで、こちらのほうも、ふるさと納税だけで見ると赤ですよ。こちらで今、売り上げ 1,200 万円と言いましたけれども、そこへ 1,000 万円として、売り上げ 1,200 万円という、民間だと倒産するしかないですよ。粗利で 8 割超える粗利なんて、出しようがないじゃないですか。だから、狙っているところって何なのかというのがよくわからないんですけれども。

これ、以前から言われたように、民間で事業仕分けのときに廃止と言われたやつですよ。だから、3 年後にこういう姿にするから、今、投資してほしいとか、そういうことがわかるようにしていただかないと、僕ら、何やっているんだという話にもなりかねないんで。その辺、どうかわかるように説明いただきたいんですけれども。

答（地域産業） 一つ、大きな狙いとしましては、その地元の産業や、地元の商店がどのようなものを販売しているか。また、どのような高浜としての名産

があるのかっていうのを、多くの方に御存じいただくっていうのが、一つの目的となります。

ですので、例えば売り上げが、一応指標の一つとしてこちらも把握はしておりますが、例えば、その売り上げをもって、その投資した効果に見合った成果があるのかっていうことよりも、より多くの市民に高浜の良さを知っていただく。また、高浜に愛着を持っていただいて、また今後、高浜に住み続けたいというような考えを市民の方に持っていただくというのが、高浜の観光事業としての狙いであるというふうに考えております。

問（８） その内容で事業仕分けされて、廃止だって言われたっていう記憶なんですけれども、そういう面でいうと、先ほどから何度も言うように、５年後にこういう姿にするから、そのステップの中でこういうことやってるっていう説明がないと、これ出し続けるっていうのは、基本的にその経営者の目で見ても、本当に必要なのって言われたときに、私どもも答えられない。言っている意味わかりますか。そういう姿をやっぱり描いていただきたいんですけれども。

答（都市政策部） 今、御質問をいろいろいただきました。それで、確かに観光協会を市の事務局で持っておった当時、そういった事業仕分けの御意見をちょうだいしながら、今は観光協会の事務局が総合サービスの事務所の中に設置をしてやっていただいております。そのとき、たしか予算委員会だったかと覚えておりますが、御質問いただいたときは、できれば目標として３年ぐらいの間には自立をとというようなお答えをしたという記憶をしております。

既にその時期は経過をしておって、今、御質問の中で目標年次を定め、そしてどういうステップで上がっていくのかっていうようなことが必要だよということをおっしゃいました。我々確かに、そういうふうにお話をする中で進めてきました。

今、先ほどリーダーが答弁しましたように、確かに鬼みちまつりの中でも、きちんと売り上げはそれなりに確保している。だけど、いわゆる企業さんのように、きちんと売り上げに対して、じゃあその部分が運営ができるだけのものがあるかという、そこまでの数字は出ておりません。

しかしながらこういった形で、市が支援する鬼みちまつりを中心とした観光

事業がなくなってしまった場合のことを考えると、これは非常に、高浜市にとってマイナスだというふうに私どもは考えております。

観光事業というのは、風光明媚な名所だとか旧跡があるところは、それなりに伝統とか、昔からのそういったことで名前は、ネームバリューというものはあると思いますが、高浜は実際そういうことがないものですから、その中で先人たちが築き上げた三州瓦、今は鳥めしだとか、鬼みちまつり、いわゆる伝統産業のそういった伝産品を少しでも前に出そうというようなことで取り組んでおるんです。数字として今、目標を持ってというふうでおっしゃいましたけれども、その部分については少し我々も、じゃあ、ずっとこの金額を出し続けるのかと、そういうふうには思っておりませんで、きちんと事務局側も自立というのか、そこに近づけるような仕掛け、それから情報発信、先ほどリーダーが言ったように、それぞれが高浜市の観光を語れるような、そういった土壌にしていく、そこがまだまだ道半ばなのかなというふうに考えております。

意（８） 非常に苦しい答弁だなというのにはわかっていますけれども、そういう面でいうと、高浜市の状況を考えながら、ここにもやっぱり、手を入れざるを得ないっていうところは、当然出てくると思うんですよ。というのは、余裕があれば、それだけ投資しても全然問題ないと思うんです。そうじゃなくなってきた状況の中で、ここだけ特例で残すというのは考えにくいし、それだけ残すだけのやっぱり説得力のある、そういうものが出てこないと、非常に苦しいんじゃないかなというように思っていますので、その辺もきちんと、今、示してということをおっしゃってみえましたので、なるべく自分たちよりも市民の方が納得できるような、そういうものを示していただけるようお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（１２） 190 ページ、7 款 1 項 2 目、（２）の物件移転補償費ですが、商工会の物件移転補償費、これ 4 件出ていますが、これは中央公民館が老朽化したということで物件移転補償費が、取り壊しになって出ていると思うんですが、老朽化した中公の取り壊しに関するとしたら、金額が大き過ぎるんじゃないかっていうことと、4 件と出ていますが、これ、もともと地方自治法で違法であっ

たところですので、これもちょっとおかしい。おかしいというか問題があると思っています。これはどうしてかということをお聞きします。

答（地域産業） 商工会に対しての物件移転補償費につきましては、中央公民館の取り壊しに伴い、併設されている商工会館も取り壊しが余儀なくされ、そこに入居していた団体に移転をスムーズに実施していただくというような位置づけの中で、補償を行っております。

また、その違法性があるというような、委員がおっしゃられていましたけれども、その違法性の可否につきましては、現在、司法の場でそれを問うている状況でございますので、また、その司法の場での結果が確定しましたら、それを踏まえて、御説明を議会にもさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（12） 195 ページの7款1項4目、コミュニティ交通費のいきいき号循環事業ですが、常々言っていますが、刈谷コースの関係で、吉浜地域に停留所をつくってほしいということの答えをお願いします。

それから、事故が2件あってタクシーが走っていたんですが、これは事業者さんのほうでみんな持つことになっているのかどうか、その点をお示してください。

答（市民生活） 12番委員さんより2件御質問いただきまして、まず1点目の刈谷市コースでの、吉浜地区でのバス停の新設要望というところでございますが、たしか29年度の当初予算の特別委員会でも御要望があったと思っておりますけれども、昨年開催させていただきました高浜市地域公共交通会議の場で、こういった御意見があるということで、委員の皆様方にお諮りをしました。その結果、一番の売りである直行便ということを大切にさせていただきたいということで、昨年の段階では吉浜地区でのバスの停留所の設置については、見送られております。

2点目のいきいき号の事故でございますが、本年4月に2件、立て続けに事故が発生いたしました。その際は、大変御迷惑をかけております。その代わりに、いきいき号が廃車となってしまいましたので、新しい車両がまいりますまで、タクシー事業者のほうで、タクシー事業者の車両を使った代行運転という

形で運行させていただいておりますので、車両についても事業者さんのほうが御負担しておるといふことでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、7款、商工費についての質疑を打ち切ります。

8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（8） 213 ページ、8款6項1目、公営住宅管理事業なんですけれども、これ、長期の公共施設の統廃合の中で、民営化を検討していくっていうふうになっていると思うんですけれども、そういう面でいうと、公営住宅自体が家賃という形で料金回収しているのと、建物を維持している。そういう面でいうと、その事業としてどうなっているかというのが、これはばらばらに出てくるとわからないんですけれども、その辺のところをきちんと整理して、民間のほうに持っていきたいというお話しをされているかどうか、その辺を確認しておきたいんですけれども。

答（市民生活） 公営住宅の関係のところでございますが、まず公営住宅として支出しておるのが、決算額が2,891万6,000円相当額ということと、家賃収入といたしまして、昨年度が2,900万円ほど収入が上がっております、現年度で。過年度が270万円ほどありますので、歳入のほう若干上回っておるといふ状況でございます。

民間活力の部分はございますので、そういったときには、こういった形の費用も当然ながら考えていきたいということと、あと、せつかくのストックでございます。収入を上げれるものでございますので、延命化を含めて、使えるだけは使っていきたいというところもございますので、そのあたりを両面比較し

ながらということになろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

問（８） 減価償却みたいな話が全然出てきてないんですけども、今、単純に市の予算の中で入って出ての話だけで、これ、そういうのって民間では、要は建てる時のコストをどうするだとか、これを償却しながら収益はどういう形になっていくっていう感覚が抜けちゃっているんで、単純にそんな話だけされると、変な数字が出てきてね、一人歩きされると、あとまた大変なんですけれども、その辺って、どういうふうに説明されるおつもりですか。

答（市民生活） 基本的には、1番新しい住宅で平成元年、稗田住宅なんですけど、償還のほうは既に済んでおるという中で、そのあたりも民間が丸々担っていただければ、資産として固定資産税っていう話も出てまいると思いますが、そのあたりはちょっと今、具体的にこれだっていうものは手に持っておらないというのが現状でございます。

問（８） 基本的には、やっぱりそういうベースの数字がきちんとした上でどうするっていうのをを出していただかないと、逆に言うと、思いつきでやってるようにしか聞こえないんですよ。要は市のコストの中で、どういう状態にしたいんでこういうふうにしていくんだっていう話のところは、攻められたときにこちらも答えられないし、元ネタも持ってないっていう状態になるんで、その辺はその事業として、きちんとしてやって採算、要は償却があって、維持管理があって、その中で賃料もらって、これはゆくゆくでいうと、受益者負担の負担割合みたいな発想にもつながってくるはずなんです。そういうことをやっぱり、きちんと数字を押さえていただくようにやっていただきたいんですけども、そういったことって、やっていただけるといっていいふうにして考えてよろしいですか。

答（市民生活） 先ほど申しましたように、今ある資産を長く使うというのも一つの手なので、今、来年の予算になってしまいますけれども、延命化計画というものをつくってまいりたいので、今、委員の言われたような観点も含めて、反映できるよう力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（８） 続きまして216ページ、8款8項1目の交通安全施設事業の関係で、

これも前からお話ししているんですけれども、要は交通安全灯、カーブミラー、これ、言われてつけているんですけれども、設置基準みたいものって、交通安全灯について防犯灯はありますよね、そういう何か基準みたいなものってお持ちでやっているのか。

それとあと全体の姿でいうと、これ、その基準に沿って考えるとね、あといくつぐらい必要っていうところはやっぱり出てくると思うんですけれども。だから来年度は、どういうところをやっぱり重点的にやらないと事故を起こすですとか、そういう視点って、やっぱり持っていないといけないと思うんですけれども、そういう考えってお持ちなんですか。

答（都市防災） 委員、御指摘のとおり防犯灯につきましては基準がございまして、設置をしている状況でございしますが、カーブミラーにつきましては、現在ない状況でございます。

近隣市で要綱をつくってみるところがございしますので、そこから情報をいただきまして、どういう形がいいのか内部で検討しております。将来的に、カーブミラーにつきましても、そういったものをつくっていきたいというふうには考えております。

問（8） ぜひお願いしたいというのと、あとやっぱり維持管理する反面、このところも、やっぱりつけてほしいっていう、その受益者負担じゃないですけれども、やっぱり設置を依頼されたところの方がカーブミラーを磨くですとか、その程度のことをやっぱりやっていただく必要があるんじゃないかなと。誰が設置してほしい、要は自分が見にくいから設置してほしいんで、そういうところって、やっぱりこう、つけてもいいような気がするんですけれども、その辺の考えはどうですか。

答（都市防災） そういったことも踏まえて、今後検討していく余地があると思いますが、防犯灯につきましては個人の要望ではなく、地域の要望という形で、町内会長さん等を通じまして、受けておるという状況でございしますので、カーブミラー等につきましても、おそらく同様な形で進んでいこうというふうには考えております。

委員長 ほかに。

問（９） 213 ページの、先ほどの公営住宅管理事業のところなんですけれども、東海住宅 48 戸、3 棟で 48 戸ですけれども、この部分の負担金の部分でちょっと空家分担金が入っているものから、現在、東海住宅、空き家としては何戸ありますか。

答（市民生活） まず、今の御質問の前に、先ほどの幸前委員さんの御質問で、公営住宅の管理事業が 2,800 万円とありますけれども、借上住宅の 1,700 万円が入っておりますので、その部分は除いていただきたいと思えます。

御質問の東海住宅の入居状況と空き家の状況でございますが、28 年度末になりますけれども、東海住宅は 48 戸のうち 40 戸が入っておりますので、8 戸の空き状態ということになっております。

問（９） 今、戸数がいくつと言われましたか。

答（市民生活） 48 戸のうち 40 戸が入っております。

問（９） それと一応、管理事業ということになっておるんですが、東海住宅の入り口の東海住宅の看板とか、それから掲示板の部分の棟の表示板が大分前から割れた状態になっておるものから、ああいうようなものの修理というか、維持管理的なものほどのようになっていますか。

答（市民生活） ちょうど先週、自治会さんの設置した看板が外れたということもありましたので、そのあたりは自治会とも話し合いながら、修理のほうを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（７） 主要成果説明書の 198 ページ、道路橋定期点検支援業務とあるんですけれども、これはどういった橋名と、要するに診断結果というのか、これはどこのあれを、市内全域なのか、そこら辺のことを少し。それと、その下の道路橋定期点検業務委託、これもどこの、多分、清吉橋じゃないかなと思うんですけれども、そこら辺のどこの橋か。また、当初で、市内で 15 メートル以上の橋りょう調査を行うといった橋りょう修繕調査設計業務委託、当初予算で 1,740 万円ですか、これはいったいどこに消えたのか、それがこの 2 つのあれの替わりなのか、そこら辺のことをちょっと。

それと同じく 199 ページ、橋りょう修繕工事で 3,675 万円の当初予算ですけ

れけれども、清吉橋の春日町の地内の服部新田3号線、これぐらいしか実際のあれはないんですけれども、残りの半分はどこへいったのか、そこら辺、ちょっと説明をお願いします。

答（都市整備） まず、198 ページの道路橋点検支援業務、下のほうの道路橋点検業務委託、春日町地内の委託業者、藤コンサル(株)につきましては、これ法定点検ということで、15メートル未満の橋りょうで実施したものでございます。それを除くものにつきまして、15メートル以上の橋りょうは、上段のほうの公益財団法人愛知県都市整備協会というところでやった橋りょうの点検でございます。

結果といたしましては、両調査でも特に緊急の対応すべき橋りょうはないという結果で、法定点検でございますので、定期的に5年に1度は必ず実施してまいります。

あと、その橋りょうの関係の工事のちょっと金額のほうなんですけど、199 ページにあります道路橋りょう修繕工事、市道西浦服部新田3号線（清吉橋）というこちらの工事につきまして、繰り越し工事になっておりまして、この、今回計上されております金額が、ちょうどその清吉橋の改修した工事費になります。1,700万円ですから、前年度の繰越分と今年度の分の額を入れますと1,700万円になるかと思いますが。

問（7） 当初予算で3,650万円上がったんですけれども、それなのでほかに、要するにこういった委託業務である程度計画的に多分やっていくと思うんですけども、そういったときに、これ、1本が消えていっちゃうとどこに使ったのか、そこら辺。

委員長 答弁を求めます。

答（都市整備） 一旦整理して、また御報告させていただくことでよろしいでしょうか。

意（7） はい。

委員長 ほかに。

問（12） 210 ページの関係ですが、街路計画事業で東海環状地域整備推進協議会1万円というのがあります。これは、どのような道路なのかということ。

それから、名浜道路推進協議会 6 万円。これは大型公共事業になるんじゃないかと思うんですが、道路ばっかとかということはないですけれども、これは出すべきではないと思いますので指摘しておきます。

委員長 内藤委員、質疑ですか。

問（12） 東海環状地域整備推進協議会、これはどのような道路なのか。

委員長 都市整備グループ、回答をお願いします。

答（都市整備） 東海環状地域整備推進、東海環状道路なんですけれども、東海環状ということで、愛知県の環状する岐阜県等も含めた高速道路の整備の協議会でございます。

問（12） これは、もうずっと通っていると思うんですが、協議会がまだずっとできているっていうことは、これ、どれぐらいこの協議会がずっと続いているのかお聞きします。

答（都市整備） 東海環状道路ということで、愛知、岐阜、三重をぐるっと、高速道路がつながっていく計画でございます。まだ未着手の区間もございます。三重県のところだと思うんですが、そういったところも含めた推進のほうを考えております。

委員長 ほかに。

問（7） もう 1 つ、211 ページの委託料の中で、公園施設長寿命化計画策定業務委託があるんですけれども、児童遊園を含め年々減らされている、こういったあれはいかに長く使っていくのかということで、多分長寿命化の計画でやられたと思うんですけれども、そういった結果に対して、今後どういうふうにするのか、その業務委託のほうはあれを活用していくのか、毎年 1 公園ずつを、1 カ所ずつをやられていくのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

答（都市整備） 211 ページ、公園施設長寿命化計画策定業務についての内容でございます。まず、結果でございますが、簡単に御報告申し上げます。都市公園のうち 12 公園を対象に今回、長寿命化計画ということで、施設現況調査とその結果を受けた方針づくりです。それに基づきまして、今後は必要な、緊急性の高いものから順に施設等を改修する、及び改修しても逆に高くつく場合もございますので、その辺につきましましては更新するというような考えを持って進

めてまいりたいと思っております。

またこれは、あくまで私どもの考えで、今後予算措置も伴うことですので、来年度予算のほうから、そういったことを考えていきたいというところがございいます。とりわけ緊急性の高いところにつきましては、今回、補正予算もいただきましたが、まず撤去するだとか、そういったことで作業のほうを考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 211 ページの8款5項4目、公園整備管理事業の関係ですが、市のグラウンドが草ぼうぼうで、草刈りをお願いしたんですけども、時間がちょっとかかっていると思うんですね。市のグラウンドっていうのは、やっぱり早くお願いをしたいと。

それからもう一つ、草刈りをするだけでは、個人で草を取ってみえるところもあります。上っ面の草刈り機で刈るだけでは、草の根を取らないとすぐ草が伸びてきて、大変、何度も刈っていただくことになってしまうんですが、こういう点での対策はどのようにしてみえるのかということと、それからこの8款（3）のところ。

委員長 内藤委員、グラウンドのほうは10款。

問（12） ごめんなさい、211 ページのこの（3）の、名鉄吉浜駅トイレの件なんです。これが最近汚いっていう声と、使いにくいという声が出ているんですが、これ、どこが掃除しているのか、ちょっとわかたらお示してください。

答（都市整備） まず、最初の草刈りで一部ちょっと、公園のほうの内容もあったかと思っておりますので、一応お答えしておきます。公園につきましては、委託業者のほうに年2回程度ということでお願いをしております。先ほど、根っこからというお話もございましたが、なかなかそこまでは行き届いていないということで、一部、あまりひどいところについては、部分的に根っこも取ってと依頼はしておりますが、一応、草刈りということで、機械で刈って処理するということがやられているのが現状です。

あとトイレにつきましては、シルバーのほうで対応しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款、土木費についての質疑を打ち切ります。

9款 消防費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款、消防費についての質疑を打ち切ります。

10款 教育費

委員長 質疑を許します。

問（9） 主要成果の234ページですが、幼稚園預かり保育事業についてですけれども、平成28年度から高浜幼稚園で長時間預かり保育が始まりましたが、この実績、事業の実績はどうかをお聞かせください。

答（こども育成） 平成28年4月から高浜幼稚園のみでございしますが、長時間預かり保育を開始しております。延べ利用者は118人でございました。利用者は、高浜幼稚園の一般預かり保育の利用を兼ねておりまして、一般預かり保育の延べ利用者133人のうち、88.7%は長時間預かり保育の利用であったこととなります。

利用の実人数としましては12名でございしますので、まだまだということで、今後さらなるPRも必要と感じております。先日の保育園入園説明会でも、事業の説明をさせていただいたところでございますので、今後の利用に期待をし

ております。

問（9） 今回は、この高浜幼稚園のみのということになっておりますけれども、あとのこのほかの幼稚園、吉浜、高取、南部からは、この長時間預かり保育の要望的なものは出ているかどうか、お伺いします。

答（こども育成） やってほしいという声までは、我々のほうまでは届いていないのが実情でございます。

問（9） 次が245ページの文化財保護事業のところ、新たな取り組みとして40年ぶりに市誌編さんに着手したとありますが、28年度としてはどのような取り組みを行い、どのような成果が得られたか、お願いいたします。

答（文化スポーツ） 市誌編さん事業の28年度の取り組みということでございますけれども、約40年ぶりということで、初年度であります昨年度は、市民の皆さんと共につむぐ・つなぐということを編さんに当たっての基本的な考え方としまして資料収集ですとか、調査・執筆に向けた体制づくりを中心に取り組みました。

まずは、編さんの方向性などについて御協議いただく組織としまして、市民、教員、学識経験者で構成します市誌編さん委員会を立ち上げまして、「まちの発展を支えてきた産業の移り変わりが明らかになるとよい」、「幅広い年代の市民にとって親しみやすい形でまとめてほしい」、そのような御意見をいただいております。

それから、調査・執筆体制の面では、時代や分野ごとに部会の編成を行いましたほか、名古屋市立大学の協力を得まして、大学生と市民が一緒になって聞き書きを行うという仕組みのほうを構築することができました。

このほかに、市民の皆さんに少しでも関心を持っていただけるようにということで、広報に特集記事を掲載したり、ホームページで会議資料、会議録を公開するといったような取り組みもしております。本年度から本格的な調査活動が始まっているわけなんですけれども、埋もれていた資料が日の目を見るですとか、新たな発見ができていくということで、少しずつではありますけれども、資料ですとか、人材に関する情報といったようなことが得られるようになってきます。

問（9） 今、先ほど市誌編さん委員会のどのような人ということでは言われたんですけれども、何人ぐらいのあれで、やってみえるんですか。

答（文化スポーツ） 編さん委員会は、10名で組織しております。

委員長 ほかに。

問（7） 3点ほど、お願いいたします。まず223ページ、児童生徒健全育成事業で3,658万6,000円ほど使っておみえになるんですけれども、いただいた資料によりますと、小中合わせて不登校者が、ちょこ100名弱おると、97名。全国的にも、それから西三においても、県の平均に比べて高浜市内の小中学生の不登校者が多いという結果になつてくるんですけれども、そういったことに対してどういった指導なり、実際、要するに不登校が治ったのか、こういった指導で、そういった成果をお聞きしたいと思うんですけれども。

答（学校経営 主幹） お手元にお示ししました資料のとおり、確かに高浜市が今、非常に不登校等も多く、教育課題の大きな問題の一つであります。現在、不登校児童生徒の約5割を超える御家庭が欠損家庭でありまして、不安定な親の御家庭というところもあるので、学校と家庭の連携をさらに深めるように各学校、担任を中心に子供たちへのケア、それから家庭、保護者との連携を今、行っている状況であります。

あと、こちらの223ページでございます、各種サポーターの方、カウンセラーの方を通じて、子供との相談活動等も進めております。特に、両中学校におきましては、学校には来れるんだけれども、教室には入れないという子もいますので、そういった子についてはレインボーだとか、そういった教室外での学習の場も設定をしておりますし、今、あと、いきいき広場の、教育委員会のあ隣りの部屋には適応指導教室、いわゆる、ほっとスペースという場所も設定をしております、こちらのほうでも児童生徒の受け入れをし、相談活動を進めながら、学校へ早く戻れるように支援をしているところでございます。

確かに今非常に、中学校もですけれども、小学校の不登校も徐々にふえていくところがありますので、気になっております。中学校に続く可能性がありますので、できるだけ早いうち、段階で相談を進めて指導をしていきたいと思っております。一度長期化したら、なかなか難しい問題になりますので。

問（７） 市長の新しい政策の一つになっておりますので、期待をしております。

それとあと２点。230 ページの高中の補修工事なんですけれども、ここでもよっと疑問に思いましたので、若干、お聞きしたいと思っておりますけれども、まず、屋内運動場の今回、見せていただいた改修工事が終わりました、引き続き、要するに南校舎の西階段の防水塗装工事。それから南校舎の外壁補修工事と、立て続けに３本、要するに同じ業者がとつとるんですけれども、これも当たり前のことだけれども、そこら辺、経費や何かの合算経費というのか、そういった調整をされておるのか、そこら辺のことをお聞きしたい。

それともう一つ、同じく 249 ページ、公共施設の推進プランの中で、碧海グラウンドの照明の鉄塔の塗装工事と、それから照明器具の改修工事、更新工事があるんですけれども、これも要するに足場だとか仮設費やなんかを同じ時期に出しておる。業者が違うんですけれども、そこら辺共有というのか、やっておみえになつとるのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思っております。

答（学校経営） 最初に、高浜中学校の工事のほうから説明させていただきたいと思っております。まず 230 ページに掲載がございます屋内運動場吊り天井等改修工事、こちらにつきましては、当初の計画どおり入札を行いまして、都築建設工業さんが落札をされております。

それからその上、南校舎北面西階段防水塗装工事、こちらも当初の予算に計上させていただき、入札により同じ都築建設工業さんが落札されました。この北面、西階段の防水塗装工事を行うに際しまして、これも議会で説明をさせていただいておったんですが、余りにも雨漏りの具合が著しくひどいということで、緊急に行わせていただいたい経緯もあります。本来であれば、基本計画、実施計画を経てこのような工事に入るところなんです、少しでも早く雨漏りを止めたいと、子供たちも廊下等で滑って危険であるという現状もありましたので、そういった設計を行わずに入らせていただいたところなんです、実際、塗装工事を行う段階で、当初見積もっていたよりも多くの爆裂箇所が発見されたということもありまして、契約変更を行うにしても、やはりかなりの金額が増額になってしまうので、これは急遽、小規模工事の範囲内で行えるという範

困でしたので、3社の見積もりを取った上で、この都築建設工業さんが落とされて、たまたま同じ会社のほうで3本とも行わせていただいたという経緯でございます。

答（文化スポーツ） 主要成果の249ページにございます、碧海グラウンドの照明鉄塔塗装工事と、グラウンド・テニスコート照明器具設備更新工事の工程を調整してということなんですけれども、工期を合わせまして、両工事のほうを調整しながら行っておりまして、足場の設置取り外しに関しましては、照明鉄塔塗装工事のほうの経費に含まれております。

まず、流れとしましては足場をかけて、そのあと照明を取り外す。そしてそのあと鉄塔の塗装を行い、LEDの照明を設置して足場を外すといったような流れで、工程を調整しながら実施をさせていただきました。

問（7） それじゃあ、少しお聞きしますけれども、先ほど、高中の件ですけれども、これは、吊り天井のほうは、これ繰り越しの影響のほうだもんで、去年からやっているというか、最初からあれですね、出してるもんで、どっちみち同じ高中の工事だったら、多分1・2は合算じゃないですけれども、そういった経費のあれをやらないのか。そこら辺、調整はされたのか、見積りでそこら辺を。

それから249ページに関して、これは補修工事なのか増設工事なのか、ここには増設と書いてあるんですけれども、防球ネットのどこの部分を増設したのか。要するに、工事名と工事内容が違うんですけれども。

答（学校経営） 最初に、高浜中学校のほうにつきましてお答えをさせていただきます。屋内運動場の吊り天井等改修工事につきましては、国の学校施設環境改善交付金というものをいただきまして、工事を行わせていただいております。

国の補助金のほうが、1,439万2,000円いただきまして工事を行っておりますが、この補助工事を行うに当たりまして、屋内運動場の落下防止対策ということが中心ですので、ここだけはしっかりと設計を組みまして、県のほうと調整しながら進めさせていただいております。ですから、南校舎の防水塗装工事とは別でやらせていただいております。特に経費で、これを2つでやれば、少し安

くなるんじゃないかというような話し合いはしておりません。

答（文化スポーツ） 主要成果の249ページのところでございます。碧海グラウンド防球ネット設置工事の件でございますけれども、この内容につきましては、A面の、3塁側のフェールボールが外に飛び出すということが多々ありまして、駐車場のほうの車に当たるといったようなことがございまして、そちらのほうのネットの設置ということで、工事を行わせていただいたものでございます。

問（7） ということは、改修じゃなくて要するに増設した、上へ。球が出んように上へ上げたという。

答（文化スポーツ） 上に上げた部分と、全くネットがなかったという部分もありますので、その部分は増設ということでございます。

委員長 ほかに。

問（8） 236ページ、10款5項2目、大山公民館の利用者数と利用件数等、出していただいているんですけれども、これ、小学校のほうに機能集約するってということで、小学校の図面ができ上がって、公民館機能に当たる部分。もう設計から実際につくる段階になっていると思うんですけれども、公民館の利用者への説明状況って、どうなっていますか。

答（文化スポーツ） 現在の検討状況でございますけれども、大山公民館長と土地の所有者である春日神社の氏子会、それから地元の町内会長である春日町の町内会の正副会長さんとともに、今、あり方のほうを意見交換をさせていただいているという状況でございます。ですので、まだ利用者に対する説明という段階には入ってございません。

問（8） すごく不思議に感じるんですけれども、新しいものをつくっておいて、古いところを今から説明に入るというのは、これって逆に言うと、中央公民館のときに住民投票になりましたよね。これ、こちらの思惑どおりに動かなかつたら、どういうふうに決着させるつもりで動いてみえるんですか。

答（文化スポーツ） 今、施設のあり方について、利用者の皆様に対する説明としまして、例えば、大山公民館の会合ですとかそういった中では、施設の今後の方向性、市としては持たない。地域の皆さんで主体的に運営されていくのであれば、無償譲渡をしていく。そういった大きな方向性のところについては

御説明させていただいているんですが、まだ施設が具体的にどうなっていくのかというところまで、詳しくお話しできる段階ではございませんので、そういった意味で先ほど、まだ説明はしていないということでお話を申し上げました。

地域としては、活用していきたいというような思いを持っていらっしゃるようでございますが、具体的にじゃあ誰がやっていくのかですとか、そういった細かいところがまだ今後、いろいろ詰めていかなければいけない部分になるかと思いますので、そういったところを、まずは中心になる団体の皆様とともに協議をさせていただいて、ある程度、方向性がまとまった段階で、小学校区内の団体の皆様とともに協議をしてみたいと考えております。

問（８）　そういうふうに今伺っていると、要は小学校の話をこちらに提案を受けて、これからどうなるか、そのときに大山公民館はこういう方向でいくっていうことも当然説明されているんで、半製品の状態。要は決まってない、話もついていない状況で、議案として提案してきている。そういうものを見てるっていうふうに、こちらは捉えてやっていかなきゃいけないということですね。

答（文化スポーツ）　公共施設の推進プランのほうに掲げてあります目標年次のほうがございますので、そこを意識しながら意見交換をしていくということなんですけれども、市として保有しないという、その方針のほうはお伝えしておりますので、地域のほうで、もしやっていくということであれば譲渡していくという、そういう考え方のほうで交渉を進めてまいりたいと考えております。

問（８）　もう一度確認しておきたいんですけれども、要は、こちらが議案として出てきたのをね、根回しが済んできちんと説明された上で出てきているんじゃないくて、それをやってから出してくれっていうふうな形で、否決させてもらっていいということですよ。そういうことですよ。その段階で、こちらが賛成するということは、こちらが決めたんじゃなくて、そちらがそういう提案の仕方をしているんですから、そういう提案のされ方をされているっていう理解でこちらは議決に臨むしかありませんよ。そういう理解でいいんです。

答（市長）　今のお話ですが、私どもは保有をしないっていうことを、利用者というのはどれだけいるかわかりませんが、関係のところには、もうお話をしております。小学校ができた時点で、ぴしゃんと止めることはありませんが、

何年間か使うというお話になるかもしれませんが、そこら辺のお話をさせていただくと。

ただし、市が保有することはできませんので、ということで提案をしていますので、その範疇で御議決をいただければいいと思います。

問（８） その状況も合わせて御提案いただかないと、これ住民のほうから僕ら、聞かれたら困っちゃうんですね。要は、小学校の機能の体育館の中に、その機能を持つ学校内に持ち込むという話だけ。大山公民館はなくしていく方向だっというふうに言われるけれども、どこまでどういうプロセスで話しているか、こちらはわかんないんですよ。だから、今回あえてここでお聞きしてるのは、そういうことをきちんと話された上で出てきているのかなあということで確認させていただいているんで。提案するとき、周りの状況も合わせて言っただけだと判断できない、わかりますね。そういう状況になりますので、そういう提案をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、同じく 243 ページ、10 款 5 項 5 目、かわら美術館の指定料。こちらのほうも、要は収蔵品、貯蔵品、これをどうしていくのかっていうところで、これ、なくしていくっていうふうにお伺いしているんですけども、これ指定管理の期間、昨年議決していると思うんですけども、これ、どういう状況になって、どういう方向に持っていつているかっていうのをお伺いしたいんですけども。

答（文化スポーツ） 昨年度から指定管理業務、第 2 期に入って、美術館の方針、これまでの展覧会重視から、市民の皆様の文化活動としていかに活用していただけるか、そういう方向で転換をしております。

昨年度は、特に今まで美術館とあまり御縁のなかったような方たちとのつながりっていうのをいかに広げていくかということに注力して、例えば展覧会事業の中で、市民参加の要素を取り入れたりですとか、市民の皆様と一緒に協働で企画を実施する、そういう中から広がりをつくっていく、種をまいているというような状況でございます。

そういった利用者の方をいろいろふやしていく中から、利用者の方が利用者を引っ張っていただく、そのような広がりにつなげてまいりたいというふう

考えております。

それから収蔵品の件でございますけれども、収蔵品をなくしていくというようなお話っていうのは、議会の場でさせていただいたということはないかと思っておりますけれども、収蔵品というのは、これは市民の皆様の財産であるとともに、これは日本全体の財産といえますか、皆さんにとっての共通の財産ということになりますので、市としてやはり瓦文化ということで、今まで先人の皆様たちが培ってきた文化というものをきっちりと守っていく、そういう責任があるというふうに考えておりますので、収蔵品については、適切に保管、保存という形で考えております。

問（８） 収蔵品を継続して持ち続けるっていう方向に変わったんですか。いやいや収蔵品ね、持つと空調の管理ですとか、そういう維持管理するのにコストがかかるんでというお話があって、５年間かけて収蔵品をどこかに寄贈するか、寄贈いただいた方に御相談して処理の方法を考えるというふうに、これ、正式に伺ったわけじゃないんで、どういう方向でいくかっていうことを示さずに、こう動き出されているんで、その辺どうなっているかっていうのをこちらがわからない状況で議決しているっていうことは、例えば５年後にどうなるかっていうところね、とりあえず５年間延ばして、その間に何とかしますからっていう説明聞いているんで、そのところが全然わからない、方向性が決まっていなくて、提案してそのままずるずるといくというパターンで考えてみえるのか、何なのかよくわからないんですけれども。ちょっとその辺のほうは、きちんとお答えいただきたい。

答（こども未来部） 収蔵品を処分するということは、私ども言った記憶がございません。収蔵品も、購入資料あるいは寄贈資料合せまして、2,400を超える点数がございます。

あるところでは、雪で美術館はつぶれちゃったけれども、収蔵品だけはほかの公共施設に保管して、市民の方に見せておるところもございます。そういったふうで、寄贈資料につきましても寄贈してくれた方の心ですね、かわら美術館だから寄贈するというのもございますので、これは守っていきたいと思います。ただ、これからは収蔵品はどういったふうに見せていくか、市民の方に

まだ見せていない、見られていない方も結構おるとお思いますので、そういった方法、どういったふうに見せていくかということ、これから検討していきたいとお思います。

問（８） 決算とあれになっちゃうかもしれないんですけど、要は収蔵品をずっと持ち続けるということは、美術館としての機能の中でね、逆に言うとその収蔵品を管理できる、その能力を持った、そういう美術館になっているというふうには伺っているんですよ。それを維持し続けるという理解でいいんですか。そのためのコストってどれだけかかるかということも、今度またお伺いしますけれども、そういう理解でいいんですよね。

答（こども未来部） 収蔵品は維持していくという形で、今は考えております。

答（副市長） 将来的に美術館という形で残していけるかどうかは、これはわかりません。わかりませんが、どこかで高浜市の文化・芸術というところをやはり見せていくというか、そういったところは、やはり必要だとお思いますので、全ての貯蔵品を市のほうが管理していくのかどうかも含めて、もしどこかに寄贈できるものが、ところがあるんだったら寄贈していく。そうしたことで、全体のところはふやすことはございませぬが、やはり違う形でも文化・芸術の継続というのは、やっていく必要があるんだらうというふうにお考えしております。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。再開は 15 時 15 分。

休憩 午後 3 時 8 分

再開 午後 3 時 15 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで当局より発言を求められておりますので、許可します。

答（都市整備） 先ほどの 7 番議員の御質問の件についてお答えいたします。8 款 2 項 1 目の工事の関係ですが、工事請負費ということで道路橋りょう修繕工事、当初予算 3,675 万円を計上しております。それにつきましては、本年の 3 月の補正予算で 886 万 7,000 円を減額しております。この減額した金額につきましては、当初予算からの工事の請負残等々、あと国庫補助の交付額が思っ

たよりも少なかったことも含めて、工事の内容を見直して、補正のほうで残額を削っております。そういった金額で、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（６） それでは、３点ばかりお願いいたします。まず１点目は、小学校の図書購入費が120万1,706円。これは、各学校ごとのあれが書いてありますけれども、当然、失礼いたしました。ページ数は228ページです。それで、これは当然、学校の図書の購入のほうは児童1人当たりに対していくらという基準があるんですけれども、その基準と比べて、これはどうなっているかということをお伺いしたいということと。

それからもう1点、231ページに中学校の図書購入費が105万2,314円。これが載っているわけですがけれども、高中が63万1,216円、南中が42万1,098円。それも、今の先ほどの質問と一緒に、基準があると思いますけれども、その基準に比べてどうなっているのか。

それからもう1点。237ページ、図書館の管理運営事業、ここで、図書館及び郷土資料館の指定管理料ということで6,943万円、これだけの金額が載っているわけですがけれども、この中には図書館の図書購入費、この部分が入っていると思いますけれども、それがいくらになっているか、まずそれをお答えください。

答（学校経営） 学校の図書の購入費なんですが、交付税の算定基礎の数字を基にこれまではじき出しておりました、あくまで最低基準のところを出しておりますので、その部分ではクリアしているんですけれども、やはり黒川委員が以前からおっしゃられますように、学校の図書のほうも、私も何度か学校の図書館には行くんですけれども、やはり日に当たったところとか、かなり本の老朽化も激しいのも目の当たりにしております。今、学校の図書の先生たちの集まりとかで、そういった、学校図書に関する要望のほうも確認をしているところがございます。必要に応じて来年度の当初予算のほうにも計上して、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長 ほかに。

答(文化スポーツ) 主要成果説明書 237 ページの図書館の指定管理料の中に、

図書購入費がいくら入っているかということでございますけれども、28年度につきましては1,450万円が図書購入費となっております。

問（6） なぜ、そういったことを聞いたかといいますと、前から私も、図書館のことはいろいろと質問させていただいているんですけども、実際に同じ図書館のいわゆる学校の本であろうが、図書館の本であろうが、いわゆる高浜市の財産である図書には変わりがないわけです。それで以前、私がやっているときには、図書館のほうで、学校で購入する図書の登録も全部、図書館のほうでやっていたんですけども、今、聞くところによりますと、学校で購入している図書は学校で登録している。図書館で買った本は図書館で登録している。結果、図書館のほうで学校がどんな本を買っているかということが、わからないと思うんですね。その辺のところはいかがですか。

答（学校経営） 学校図書館システムのほうも昨年度から更新をさせていただきまして、徐々に図書館システムのほうが、現在の市立図書館の図書館流通センターさんと相性の合ったシステムに統一させていただいております。図書館流通センターさんの御支援もいただきながら、現在、学校図書の書誌ラベルのほうの統一、読み取りも順次進めているところでございますので、今後は、市立図書館と学校図書館とで、どういった本があるのかということは、確認ができる環境になってくるとは思っております。

意（6） 私が、以前から言っていることを段々と形にさせていただいてありがたいと思いますけれども、やはり先ほどから申し上げているように、学校の図書だろうが、それから図書館の図書だろうが、高浜市の財産には変わりありませんので、ぜひそういったことをこれからも公共施設のあり方の中で、学校をいろんな公共施設やなんかを複合化していくということがありますので、そういう中で当然、学校図書館も一般に利用できるような、そういった形をやっていくと、今、うちが、いつでもどこでも図書館構想っていうのを出しておりますけれども、そういった構想も一層進むと思いますので、ぜひそういったことをこれからも前向きに進めていっていただきたいと思いますのでお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（14） 主要成果説明書の226ページの中の、グラウンド整備工事といったところの、吉浜小学校のグラウンド整備ですけれども、私の記憶では27年だと思えますけれども、27年の運動会に前日雨が降って、吉浜小学校だけが運動会ができなかったというところを踏まえて、28年に改修をしていただいたと思っております。私もよく小学校を利用させていただきますけれども、見事に改善されたと思っております。この工事の内容をお聞かせ願いたいと思えます。

答（学校経営） 吉浜小学校のグラウンドの状況につきましては、今、鈴木委員がおっしゃっていただいたとおりで、かなりの水たまりができるということで、グラウンド整備を行わせていただきました。工事の内容なんですが、まずグラウンド全体の表層面を7センチメートル削り取りまして、水はけのよい改良土を混ぜた上で、またグラウンドへ戻す作業をまず行いました。

それから、校舎側から南側へ向かって、グラウンド全体に緩やかな傾斜をつけまして、またグラウンドの水を排出するためにグラウンドの外周部分、特に南側と東側になるんですが、外周部分に排水溝を新設させていただき、より水はけがよくなるような工事を行わせていただいております。以上です。

問（14） 先ほども言いましたように、私も小学校のグラウンドを利用させていただいて、以前はすり鉢状になっていて、4、5日は使えないという状態が続いていましたので、この前の運動会でも前日に雨が降っていたんですけども、当日に伺ったら本当にすばらしいグラウンド状態で、改修の効果というのは、これほどあるんだなというような実感をいたしました。

当然、そういうことになりますと体育の授業だとか学校開放の場面で、より良く利用が広がったんじゃないかと思えますので、この工事によって、改善されたというか、利用がふえたというようなところが見えるなら、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

答（学校経営） 冒頭の御質問にもあったんですが、2年前の運動会でやはり地域の方々からもかなりの苦情を私どもいただきまして、それ以後ですが工事前、工事あとの雨が降るたびに、翌日に私どもは吉浜小学校のグラウンドの様子を見に行かせていただきました。工事終了後は、見に行ってもほとんど水たまりが残っているということはありませんでした。

また、学校のほうからも以前は、少し多めの雨が降ると、1週間近く水たまりが残っているというような話を聞いておりましたが、今では、ほとんど翌日には水たまりも消えて、体育の授業や休憩時間など、子供たちがグラウンドで体を動かすことができ、大変ありがたいというお言葉はいただいております。以上です。

問（14） 吉浜は、そういう環境が良くなりましたけれども、そのほかに4校の小学校があります、中学校が2校あります。そのほかに、吉浜小学校の以前のようなグラウンド状態の学校が見受けられるのか、それを把握してみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（学校経営） 吉浜の件があって以降、特にグラウンドのほうも私ども注視をさせていただいておるんですが、今の現状では、南中学校のグラウンドが吉浜に匹敵するぐらい水はけが悪いという状況を掴んでいます。あと、翼のほうもグラウンドのほうはちょっと新しいんですが、意外と水はけが良くないという状況もつかんでおります。あと、高取のほうは、雨によってですけれども、水はけがそれほど良くはないという状況はつかんでおります。

問（14） 子供たちが外で遊ぶっていうのは、最大の喜びだと思っておりますので、雨のおかげで小学校によっては、そういう差別というのか、日にち的なことがないように、なるべく同じような条件で外で遊んでいただけるような環境を整備していただきたい、そんなふうに思っております。

それから227ページ、隣のページですけれども、小学校情報教育基盤整備事業の中で、タブレットパソコンの導入を完了したということで、ICTの授業の中で、活用した実践はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（学校経営 主幹） 貴重なお金をいただきまして、全小学校にタブレットパソコンを導入することができました。ありがとうございます。今現在、児童、生徒らが一人ひとり情報端末を持ち出せるために、資料を教員から提示したりだとか、あるいは子供が資料を自分で収集をして、それをそれぞれの話し合いの場に持ち込んで活用したりだとか、今まで、パソコン教室でしかできなかったことを各教室でも積極的に活用しております。

具体的には、昨年度、港小学校では小学校4年生児童を対象に、体育科の跳び箱の授業でペア学習を行いまして、それぞれが跳んだ跳び箱の技を動画で撮りながら、手元にある教科書の手本の跳び方と自分の跳び方を比較し合いながら、どこをどう改善していったらよいのかというようなことを、お互いに話し合っただけで技能の向上を図る実践をしております。

また、高浜小学校では、家庭科の授業を6年生、おいしい食事の献立づくりの実践が昨年ありました。5大栄養素の働きを調べながら、一食分の献立を自分で考えて、タブレット端末を利用して全員に発表し、意見交流を行うというようなものであります。栄養や彩り、いろいろな組み合わせも視覚的にしっかり見えて、とても充実した話し合いができたと聞いております。

あと、またプログラミング学習については話題になっておりますが、昨年の段階で港小学校2年生を対象にスクラッチというキャラクターを使って、決まった位置に移動させる簡単なプログラミング学習があるんですけども、こちらの実践についても授業研究が行われて発表がされております。

今後とも2020年に、小学校においてプログラミング学習が必修化されることを見据えて実践を積んでまいりたいと思っております。以上です。

問(14) 今のその、低学年からもそのタブレットを使ってのいろいろな思いを膨らませながら使用していくということですけども、これは2年生からも使ってみえるのか、もちろん6年生まで。だいたい各学校、何台導入されたか。それ、わかれば教えていただければと思います。

答(学校経営 主幹) 小学校には、1クラス全員がすぐ使えるように40台入っております、教員用ももちろんあります。

あと、中学校のほうにも、この29年度より運用ができるように21台ずつ、それぞれ入っております。中学校の21台の理由は、技術家庭の授業の関係で、どうしてもデスクトップのしっかりしたパソコンも必要になってまいりますので、小学校のように1学級全員が一斉にという端末はちょっと入っておりませんが、中学校のほうにも入っております。以上です。

意(14) 偶然にもきょう、6年生の女の子だったと思いますけれどね、タブレットを使って楽しいかとか、まあまあ楽しいという答えだったんで、ぜひ楽

しいですと言われるような授業を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問（16） 5項4目、241 ページですけれども、2の放課後居場所事業ということで、参加状況が一覧になっておりますけれども、年々周知されてきて利用者もふえているのかなというふうに思いますけれども、特に雨天の日のいろいろな対策ということで整備をしていただきましたけれども、雨の日はどのように過ごしているのか。

それから、雨天の日の利用状況がどうなのか、お伺いしたいと思います。

答（こども育成） 放課後居場所事業の雨天時の利用ということでございますけれども、雨天につきましては、児童センターがあります学区につきましては、児童センターを利用したセンターキッズ事業という形で、普段は校庭を使って遊んでいただいておりますけれども、お家に帰られて、御家庭でどなたもいらっしゃる御家庭のお子さんにつきましては、児童センターのほうで遊んでいただけるようにしております。

雨天時の利用状況がすいません、ちょっと今手元にすぐに持ち合わせておりませんので、改めて御報告をしたいと思いますが。

問（16） 大体どんな状況になっているのか、把握していればあれですけれども、大雑把でいいですけれども。いつまで。雨天の日もちゃんと利用しているのか、どうなのか。

答（こども育成） 雨天の日も当然、利用していただいておりますので、昨年度までは、27年度は高取公民館の利用がほぼなかったということでございますが、28年度は高取公民館の利用も数名、2、3名でございますが、利用が出てきたということで承知をしてございます。

問（16） それから、スタッフの確保につきましては今、大体、全体で何人ぐらい確保していらっしゃるのか、スタッフの方。

答（こども育成） 放課後居場所事業のスタッフにつきましては、各小学校、シルバー人材センターへ委託をしておりますけれども、各小学校1名の方をお願いをしておりますが、高取小学校のみ利用児童数が多いということで、2名

の配置という形でやっております。

それに加えて、月に数回程度になりますが、プレイングマネージャーということで、たかはまスポーツクラブさんなどに遊びの指導をしていただくという形で、数回入っていただいております。

意(16) 特に梅雨どきなんか雨がずっと続くもんですから、利用ができなくて困るなということと。

それから特に高取小学校は公民館までかなり距離感がありますので、そこまでいちいち行ってまで利用したくないなというような声もありまして、スタッフの方からだと思いますけれども、幼稚園が廃園になった場合、そこが利用できるというお声もいただきましたので、今後、そういったことも考慮しながら、もし改善できるような時期がくれば、改善の方向でまた進んでいただきたいなというふうに思います。以上です。

委員長 ほかに。

問(12) 223 ページ、10 款 1 項 3 目、ここに 11 番で、いじめ・不登校対策推進事業委託というのがありますが、これは、どのような委託をしているのかお示してください。

答(学校経営 主幹) 10 款 1 項 3 目の、いじめ・不登校対策推進事業委託につきましてお答えをします。先ほどの資料にもありまして、不登校の子も多いということで、学校を挙げて今取り組んでいるし、学区で取り組んでいるところでもあります。市にも、いじめ・不登校対策推進委員会というものを組織いたしまして、その下部組織として各校にいじめ・不登校対策推進委員会を設けております。

そして各 5 小、2 中、学校の P T A とともに連携をしながら、不登校・いじめがなくなるように推進をしているところであります。以上です。

問(12) そうやって皆さんが一所懸命やっている一方で、小学校 2 年生の先生なんですが、忘れものをした子がいると、誰々さん何々忘れた、あーあと言って、クラス中唱和させるそうなんです。これは、いじめではないかということもあれなんですが、それも先生が最初に子供たちに、そういうことをしようかっていう提案をされたそうで、校長先生にはお話ししてありますが、本当に皆

さんが一生懸命いじめをなくそうっていうことで取り組んでいるさなかに、そんなことがあるっていうのは大変なことだもんですから、ぜひ、注意をさせていただきたいと思うんです。そういうことを知ってみえたかどうか、ちょっとその点と。

それから 10 の「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託で7万 5,000 円が出ていますが、これもし、そういういろんな職業についてみるということであれば、自衛隊の体験入隊があれば、中止してと思うんですが、その点ではいかがなんでしょうか。

答（学校経営 主幹） まず1点目の教員の対応については、市教委としては今、私はこの場で初めてその事例についてはちょっと耳にしまして、不適切な発言であると思います。ちょっと事実関係が今、この時点では私のほうではっきりしたことが申し上げられませんので、もしそういったことがあるようでしたら、今後そういったことを再発防止に努めてまいりたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

二つ目の、あいち・出会いと体験の道場につきましては、これについては県の委託事業でありまして、県のほうからそのような委託を受けまして、各両中学校がキャリアスクールプロジェクトとして職場体験を進めております。昨年度、高中は2年生で、南中学校は1年生で実践をしており、特に昨年につきましては、特に自衛隊というような声は聞いておりませんが、それぞれ子供の思いということで、一つの職業として捉えておりますので、希望があれば、余りそう、教員のほうがそれはだめだと、拒むことはできないのではないかなというふうに思います。もちろん、今北朝鮮情勢があって、ミサイル問題もあるので、いろいろ難しい問題はあるのですが、一つの職業として捉えたいというふうに考えています。以上です。

問（12） 体験入隊っていいですか、職場体験だということで行きますと、鉄砲を見せたり、持たせたり、これは銃刀法違反なんですけど、義務教育中の子供が学ぶべきところじゃないと思いますので、ぜひ中止をさせていただきたいと思います。

それから 227 ページの小学校給食運営事業ですが、1億 1,328万 4,102 円で

す。これが出ているんですが、学校の給食の時間っていうのは、何分といたしますか、とってあるのでしょうか、お示してください。

答（学校経営 主幹） これは、学年によっても、特に低学年の1年生は準備が非常に時間がかかりますので、年度当初につきましては4時間目の授業の後半から十分に時間をかけて食育を行っているところであります。

あと、高学年になれば慣れてまいりますので、4時間目の終了12時30分から1時15分・20分、これは日課によって学校、異なりますし、給食時間の設定も異なりますので、45分ぐらいの時間を確保して準備、食事のほうをとっているという状況です。

中学校についてはまたちょっと短くなって、南学校はちょっとしっかりと食べさせてあげたいということで、今年度5分時間を工面して延ばしているということをお聞かせしております。以上です。

答（学校経営） 先ほどの、あいち・出会いと体験の道場の御質問の中で、自衛隊のほうで鉄砲などを生徒たちに見せて体験をさせているというような御発言がありましたが、以前から、内藤委員さんからそのような御質問をいただいております。私どもも学校のほうには確認をとっておりますが、もし自衛隊を希望する子供たちがいたとしても、自衛隊で団体行動、集団行動を中心にボランティアの面でいろんな体験をさせていただくというようなことをしているというふうにお伺いしておりますので、そういった鉄砲だとかというようなお話はなく、鉄砲を見せたりというようなことは伺っておりませんので申し加えさせていただきます。

委員長 ほかに。

問（12） 給食の時間ですが、今、食べる、食事をする時間というのは、15分で食べるのか。給食、支度してから食べ終わるまでということじゃなくて、食べる時間というのが15分だとかで、決まっているとかで、よそでは大分問題になっているんですが、何ていいますか、やっぱり食事をするっていうのは、落ち着いて、よく噛んでっていいですか、食べなきゃいけないと思いますので、そういうふうに余り短い時間でっていうことは。

委員長 内藤委員、質疑のほうをお願いします。

問（12） で、お願いしたいと。

それから 228 ページの 10 款 2 項 2 目、小学校児童就学援助事業、この関係ですが、入学準備金を入学前に支給してということを行っているんですが、就学援助事業が 1,608 万 6,547 円ですか、ことしからこれは増額されたということですが、入学準備支度金については、平成 30 年度は入学前に支度して、これは交付要綱も改正されていると聞いていますので、ぜひ入学前に準備金を出していただきたいと。

委員長 内藤委員、その質問は一般質問で御質問されたと思いますので、決算の質問に変えていただきたいと思います。

問（12） 重ねて言うておきます。

10 款 3 項 2 目、中学校生徒就学援助事業で、修学旅行の費用も早く支給してほしいということをおっしゃるので、ぜひお願いします。

それから 235 ページ、工事請負費ですが、中央公民館解体工事が 190 万円と 1 億 3,558 万円ですか、出ているんですが、この中央公民館を取り壊したのはどのようなというか、中央公民館は中央公民館としてじゃない、商工会は商工会として登録はされていると思うんですが、どのような契約書で、どういう形で取り壊したのかお示してください。

答（文化スポーツ） 商工会館の取り壊しということでございますけれども、中央公民館と商工会館というのは一体的な建物となっておりますので、それで商工会さんのほうにお話をさせていただきまして、取り壊しの御同意もいただいて、工事のほうを進めさせていただいております。

問（12） 中央公民館には、移転補償費もちゃんと出しているんですけれども、取り壊しは中央公民館のほうでっていうか、市の費用で全部取り壊したっていうことなんですけれども、二重、三重に出しているんじゃないかという気がいたしますが、その点ではいかがなんでしょう。

答（地域産業） 中央公民館に補償費ではなく、高浜市商工会に補償費ということでお聞きされていると解釈しましたが、高浜市商工会に建物補償としてお支払いしている補償費には、取り壊し費用は含まれてございません。

委員長 ほかに。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、10 款、教育費についての質疑を打ち切ります。

11 款 災害復旧

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款、災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款、公債費についての質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款、諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款、予備費についての質疑を打ち切ります。

委員長 ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら許可いたします。なお、質疑については、まとめて行ってください。

問 (12) 211 ページで、不均一課税での関係ですが、10 億円以上の企業の。

委員長 もう一度ページ数を。

問 (12) 211 ページじゃない、21 ページです。法人市民税の関係ですが、不均一課税を、税率を上げるとどれぐらいの増収になるかということをお聞きしておきます。

委員長 答弁を求めます。

答 (税務) 9.7%のものを超過税率 12.1%になりますので、その差額ということになります。以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第 1 号についての質疑を打ち切

ります。

暫時休憩します。再開は 16 時です。

休憩 午後 3 時 51 分

再開 午後 3 時 59 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第 2 号 平成 28 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

委員長 歳入・歳出一括質疑を許します。

問 (14) それでは、主要成果説明書の 253 ページから 28 年度の決算の概要に入って質問します。28 年度決算においては、歳入歳出の収支の結果では、1 億 2,629 万円が、平成 29 年度へ繰越金になっています。また、28 年度のみ収支となる単年度収支においては、約 2,296 万円の赤字となっています。平成 27 年度の単年度収支が 4,236 万 6,000 円の黒字であったのに対して、今回の決算では赤字となった要因をどのように分析してみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答 (市民窓口) 平成 27 年度の単年度収支が 4,236 万 6,000 円の黒字になった要因は、共同事業に係る制度変更により交付金、こちら歳入の 6 款に当たりますけれども、そちらのほうが出金歳出 7 款に当たります。こちらを大きく上回ったことが大きな要因となっています。

その反面、平成 28 年度の単年度収支が 2,295 万 6,000 円の赤字となった要因は、被保険者数の減少による国保税収入の減少と、平成 27 年度は制度変更が本市にとって有利に働きました共同事業が、県内市町村の医療費の動向により、本市において出金交付金、歳出が歳入を大きく上回ったことが影響したと考えています。

なお、被保険者数の減少の要因としては、高年齢者雇用安定法の一部改正、

それから労働派遣法の一部改正、非正規労働者の社会保険適用の拡大などの制度改正によって、被保険者の中所得者層が被用者保険、こちらのほうに移行する割合がふえてきているものということで推測いたしております。

問（14） 国保の財政は、本当に国の制度改正によっては右往左往しなければいけないというのは、一つの原因だと思いますけれども、平成 28 年度の単年度収支の赤字要因としては、制度変更による影響として、被保険者数の減少を危惧しているとのことだが、今後の国保の財政運営に対する影響はどうか教えてください。

答（市民窓口） 社会保険への適用拡大に伴う制度変更の影響から、本市においても生産年齢層が減少し、高齢者が多く加入するという市町村国保の構造問題が一層、顕著になることを懸念しております。平成 28 年度の決算では、平成 29 年度に 1 億 2,629 万円の繰越金をもたらしましたがけれども、今後、被保険者数が減少するということは、国保税収入も減少するということを意味しています。

また、国、県などからの概算払いによる交付金についても、例年の補正予算のほうでも御可決いただいておりますとおり、前年度の実績により翌年度精算としての影響を受けることが大きくなっているというような形の影響を考えています。

問（14） 構造的な課題や仕組みが、表面化しているということで、その中で平成 29 年度に 1 億 2,629 万円の繰り越しができた要因をどのように分析しているのかお聞かせ願いたいと思います。

答（市民窓口） 繰越金ことができました要因といたしましては、現年度課税分の収納率が 1.1%増の 90.3%。それから滞納繰越分の収納率が 8.3%増の 31.0%と収納率が向上したことと併せまして、平成 27 年度は、高額な新薬の影響を受け急増となりました療養給付費が、平成 28 年度においては薬価価格の改定によりその請求実績が減少したこと。

また、先ほども触れましたけれども、平成 27 年度決算において共同事業費にかかる制度変更の影響が本市に有利に働いたことから、平成 28 年度へ 1 億 4,924 万 6,000 円を繰り越すことができたもの。こちらのほうが主な原因とい

うふうに考えております。

問(14) 29年度の繰越額については、収納率の向上が最大の要因であるということでありましたけれども、今回、国保税の収納率の増加した取り組みを教えてくださいたいと思います。

答(市民窓口) 収納対策につきましては、税務グループと共同で当たっております。現年度課税分については、国保税の納め忘れがない方法を窓口や広報等で推奨してきたことにより、平成27年度と比較すると、年金からの引き落としとなる特別徴収が3.4%の増。

それから口座振替、こちらのほうも推奨してまいりましたが、0.2%の増というふうになっております。

また滞納繰越分については、滞納のある被保険者については短期保険者証を発行しております。こちらのほうが6カ月ごとの更新時において職員が面談を行いまして、その被保険者の方に合った分納などの対策を行っています。

またもう一つとしては、西三河滞納整理機構、こちらのほうの協力を得た滞納整理を行っていたことが収納率が伸びた理由として挙げられます。

なお、収納率の向上対策については、今後も鋭意努力していく必要があるものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

問(14) 現行制度では、大変厳しい体制運営を強いられると思います。また、先ほどお話がありました収納率の向上など、でき得る限りの対応をして、財政運営を行っていただくことをお願いしておきます。

委員長 ほかに。

問(8) 1点だけ。ここで聞いていいのかどうか、よくわかりませんが、主要施策の267ページ、8款2項1目の診療報酬明細書(レセプト)点検事業。この中で医薬品のジェネリックの利用率。これが一体どうなっているかっていうことをまず教えてくださいたいのと、できれば、年齢の階層別でわかれば教えてくださいたいと思います。

答(市民窓口 主幹) ジェネリックについてのお答えをさせていただきます。主要成果の256ページには、27年、28年度の差額通知の状況を、人数、実施月でお知らせさせていただいておりますが、年代ごとに国保の加入者のジェネリ

ックの利用率を分析させていただいておりますと、20代の方と60代の方は割合としては非常にほかの年齢層に比べて、多くのジェネリック利用率があることがわかってまいりました。

必ずしも40歳以上の先ほど申し上げました差額通知の対象者ばかりではございませんが、広報やほかの情報提供などでジェネリックの利用について、関心が多い人たちがお医者様、薬剤師様の提案によりジェネリックを使っているものと思います。

直近では、ことし1月から5月のところで、20代のジェネリック利用率は、50%を超えております。また、60歳代のジェネリック利用率を1月から5月で見ますと、皆さん40%から48%弱ぐらいの方たちが御利用されているというふうになっております。

問(8) 確認させていただきたいんですけれども、医療費の負担は15歳までは無料っていう形になりますよね。ここの年代の利用率と、先ほど20代のところは突出していいというお話されたんですけれども、この年代の層と、あと高齢者、後期高齢者、医療費の負担、窓口負担が変わっていますよね。ここのところで傾向が変わるのかどうかっていうことを教えていただきたいんですけれども。要は、自分のコスト意識が働いて、そういうことを窓口で話しているかどうかということを確認したいんですよ。

委員長 答弁を求めます。

答(市民窓口 主幹) 15歳以下の方、子どもさんについての費用です。先ほど申し上げました、ジェネリックの年代別推移は、その別枠での公費の部分を抜きにして利用されている人の率を申し上げましたので、確かに、委員の言われるように、自分では払っていないからとそのお母様が、たくさんのお薬をとった傾向も危惧されるころではあります。

しかし、処方期間などに制限を受けておりますので、処方期間、風邪を引いたら2週間、4週間、6週間というような薬の処方ではなく、3日、5日といったような短期での処方になっておりますので、再度病状が変われば受診する構図になっています。医師会の先生や薬局、院外処方の薬剤師さんたちからの説明を受ける機会がその都度あるかと思っています。

問（８） 今、お話ししたのは、基本的に自分のコスト意識がね、他人の財布だと思えば、ぞんざいになんでも使っちゃう。そういう傾向がジェネリックの中に出てるというのを、企業の健康保険組合からも聞いているんで、あえて、こういう話をさせてもらっているんですけども。やっぱり受益者負担のところをはずしちゃうと、税で人の財布で使うとなると自分のお金じゃないんで、そういう意識が働くようになると、どんどんどんどん、そこに投入していかなければならなくなるので、やっぱり、そういうところをしっかりと見て、こういう傾向が出ているということを提言してほしいなという気がするんですけども。そういう活動って考えてみえますか。

答（市民窓口） やはり、委員のおっしゃるとおりだと思っています。その対策としては、広報等で医療費の適正化について、掲載させていただいております。その形とともに、あとは窓口のほうにみえた方についても、やはり適正化についてはいろいろと、こちらのほうからお願いをしているような実情はありますので、よろしくお願ひいたします。また、高齢者、75歳以上の後期高齢者につきましては、連合のほうからリストがまいりまして、差額通知という形でこちらのほうから出させていただいております。そこについてはジェネリックの指導についても、連合のほうと合わせて行っているという実情がありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（16） 268 ページ、健康事業の健診、また、医療費適正化ということで、国保ヘルスアップ事業を、これデータヘルス計画に基づいて、事業を推進してこられました。26年に確か計画ができ上がったと思ひますけれども、それから3年目を迎えると思ひますけれども、事業の進捗状況ですとか、それぞれの事業の効果についてはどのように分析し、評価しておられるかお尋ねしたいと思ひます。

答（市民窓口 主幹） 268 ページの国保ヘルスアップ事業。委員がいまお話ししていただきましたように、26年度にこの計画を策定させていただき、27年度からこの268ページに表記しております事業に近いところからスタートさせていただいております。例えば、この268ページの表の下から2つ目、「人生半世

紀点検」健診勧奨事業を例に御説明をするのであれば、27年度の時にも、50歳になられる方に健診の御案内をさせていただいております。

女性と男性と比較して、受診勧奨に応じていただいた方たちは、どちらが効果があったのかなというようなことを見させていただき、男性に比べて女性の方が、勧奨に応じていただける方が多かったです。それらを反映し、この表の中の「健康美磨女エントリー」事業、「健康美磨女の集い」といったように女性に焦点を当てて、ここでは40歳になられる方、40歳以上の方に焦点を当てて女性の健康づくり事業を実施しております。

昨年度「美磨女の集い」については、小規模ではございますが、定員20名の事業規模で実施をさせていただき、民間さんの御協力を得ながら、健診結果の説明を薬剤師さん、生活習慣病見直しの提案を協会健保の栄養士さんと、美磨女ごほうび体験などについては、バレエの講師の先生や市内の化粧品販売店さんなどの協力を得て、実施をさせていただき、従来にない参加者満足度の高い事業であったと捉えております。常に、このように各事業の成果を捉え、効果のあることは、より推進し、残念ながら効果が少なかったかなというものについては、既に見直しなどもさせていただいて進めております。また今年度、次のデータヘルス計画を立てさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

問(16) すごくバラエティに富んだ、とても興味を引くような事業内容で工夫されているなど十分伝わってきております。大きな効果というよりも将来的にこつこつとやることによって、また、やりながらPDCAサイクルを回していくということにも繋がると思いますが、そういった形で進めていただきたいと思えます。それで、この計画の見直しの時期、3年目に入っているというふうに伺っておりますけれども、修正点や改善点、どのように見えてきているのか、中身について伺いたいと思えます。

答(市民窓口 主幹) 2期のデータヘルス計画の策定作業に入っております。医療の分析や健診データの分析、ここに示しました各事業の分析、また、特定保健指導など、保健福祉グループの保健師の協力により実施しておりますが、それらの分析などを踏まえていくことと、合わせて30年からの特定健康診査の

実施や 30 年からの特定保健指導の実施内容など、国の手引きが若干変わってくる通知を受けております。若干であって大きな制度改革ではございません。

総じて高浜市の現状は健診受診率はまあまあ高い。だけど、健診を受けてくれているけれども、メタボ該当率・予備軍率が高い、といった高浜市の特徴が見えてきておりますので、その部分に先ほどご説明しました、議員も言っていただきました P D C A サイクルでより効果的な事業の実施を考えていきたいと思っております。その中で先ほど、ほかの議員からの御質問でありましたジェネリックだとか啓発事業なども、計画に一層盛り込んで展開をしていきたいと思っております。

意 (16) 市民の皆様意識が特に変わっていくということが重要になってくると思います。ここらへんがベースになってくると思いますので、地道に、根気よく、粘り強く、推進をしていただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに。

問 (12) 253 ページ、加入者の状況で加入世帯数が 5,209 件、加入者数が 8,680 人。昨年よりも減っているんですが、これは、どういう理由なのかなということと、3 のところで、保険給付費の合計額が、前年度と比較して、5,258 万 8,000 円減少となったというのが載っているんですが、これは退職被保険者等療養給付費だとか出産育児一時金が減少したことによるというふうに載っていますが、これ以外に、ほかに理由はあるのかどうか。そのあたりをまずお示してください。

答 (市民窓口) 被保険者数の減少につきましては、先ほど、14 番議員に説明させていただいたとおり、制度改正によることの影響に伴う減少でということをお願いしたいと思います。それから療養給付費のほうも、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、やはり 28 年度の薬価改定がかなり大きな影響を受けております。そちらのほうで、実績の金額が減少したということがやはり大きな理由となっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

問 (12) 短期被保険者証の関係なんですけど、28 年が 592 件、平成 27 年が 558 件で若干ふえているんですが、1 人当たりの保険税といいますか、11 万 1,246 円でいいと思うんですが、かなり重い負担だと思うんで、これは、県下で何番目ぐらいになるのかお示してください。

答（市民窓口） 平成 28 年度は、保険証の一斉更新年次だったものですから、その影響を受けて、そのときに滞納を受けた方たちが多かったことでもありますので人数がふえております。ですけれども、完納していただければ、順次、普通の保険証をお送りしていますので、その点だけは御了承していただきたいと思います。それと、保険税のほうですが、確か県下 3 番目ぐらいの高い数値にはなっていると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

意（12） 今、言われたように県下でもトップクラスの保険税だということなんですが、これは、どこも言えるんですけれども、国が、国保財政が多少余裕があったときに補助金を減らして、国保財政が厳しくなったら補助金を増やすということを行ったんですけれども、国保財政が厳しくなっても増額しないということがあるわけで、これが一番、国民健康保険の財政が厳しい、国民皆保険制度といいながら、個人負担が重くて、国の責任を果たしているとは言えないと思うんですね。この点では、きちんと国に言うべきことを言っていただきたいということをおきします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第 2 号について質疑を打ち切ります。

認定第 3 号 平成 28 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第 3 号について質疑を打ち切り

ます。

認定第4号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(14) 279ページお願いします。28年度末で、普及率が1.7%増の59.7%。愛知県全体の普及率と近隣市の下水道普及率の状況を把握していれば教えていただきたいと思います。それと、愛知県内では、どれくらいの位置にあるのかあわせてお願いしたいと思います。

答(上下水道) まずは、普及率についてお答えいたします。愛知県の下水道普及率は、名古屋市を除いたものでは、前年度から1.1%ふえ67.7%となっております。近隣市の状況につきましては、碧南市が73.7%、刈谷市が92%、安城市が78.5%、知立市が62.4%となっております。引き続き2問目の、県内の順位についてお答えいたします。こちらも名古屋市を除く供用開始をしている48自治体のうち、33番目の普及率となっております。以上でございます。

問(14) 水洗化率が79.9%になっておりますが、これのさらなる向上対策として何か行っていることがあれば教えていただきたいと思います。

答(上下水道) 水洗化率向上の対策についてお答えいたします。主要成果の284ページに記載しております、下水道事務支援業務委託を委託しており、供用開始から2年目を迎える、まだ下水道を御利用していただけていないお宅を個別に訪問いたしまして、普及啓発活動を行っております。28年度は、581件の方と面談を行い、その後60件の方に下水道を御利用いただきました。以上でございます。

問(14) わかりました。これによってかなり水質も向上あるいは保全に成果があると思いますが、数字がこのように改善されたという数字がわかれば教えていただきたいと思います。

答(上下水道) 公共水域の水質改善ということについて、お答えいたします。稗田川の水質の変化について、御説明させていただきます。本市の下水道は、

平成 10 年 10 月に供用開始をいたしました。その当時の水質汚濁の指標であります BOD が、1 リットル当たり 12 ミリグラムで、環境基準値は、1 リットル当たり 5 ミリグラムで、かなり汚かったことと思われます。18 年度に環境基準値を初めて下回り 1 リットル当たり 4.4 ミリグラムの測定値となり、その後も環境基準を下回る測定値が続いている状況でございます。平成 28 年度は、1 リットル当たり 2.7 ミリグラムとなっており、これは、市民の皆様の環境への意識が高まったことが一番の要因だと思いますが、多くの方に下水道を御利用いただき、家庭雑排水を側溝などに流さないようにしていただいたことが、一つの要因だと思っております。以上でございます。

問 (14) 改善が図られていると思えますけれども、高浜市としての目標値と言いますか三河湾の浄化というような話も出ておりますけれども、高浜市としてはこれくらいの水準までなんとかもっていきたいというような目標値を持ってお見えになりますか。

答 (上下水道) 目標値というのは、具体的にはないですけれども、環境基準を守って、公共水域の保全を図るとというのが下水道の目的でございますので、公共水域において河川で申し上げますと、1 リットル当たり 5 ミリグラム。ただいま、例で稗田川の測定値を申し上げましたが、まだほかの水域もございません。環境基準値が確保できるように、下水道を推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長 ほかに。

問 (12) 接続率で言いますと、平成 26 年とか、27 年、ちょっと 28.3%とか、28.7%とか、このあたり、率が低いんですが、27 年、まだ時間もということもあるかもしれませんが、どのようにつかんでみえるのか、お示してください。

答 (上下水道) ただいま、質問がありましたのは、資料請求 25 のところの、各年度別供用開始区域の接続率について、各地区で接続率のばらつきがあるという御質問だと思います。下水道が整備されましたら、すぐに使っていただきたいのが私どものお願いしている状況でございますが、やはり地区だとか、下水道使用していただくためには、個人の方に宅内の切替工事をしていただく必要がございます。それには、費用も発生することから、今すぐにはちょっとと

いうお声も聞いておる状況で、それは、粘り強く接続をお願いしている状況でございます。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 低所得の方たちは、接続したくてもできないという方たちもいるんじゃないかという気もするんですが、それと合併浄化槽の利活用っていいですか、活用して、密集地から離れた住宅などはこれを活用すべきではないかということをおもうんですが、その点ではいかがでしょうか。

答（上下水道） まず、助成の関係でございますが、高浜市は、助成制度といたしまして、水洗便所改造融資あっせん制度、これは下水道に切替えていただくときに、費用が発生するということで金融機関に融資していただいて、それに係る利子の部分を高浜市がお支払するという制度がございますので、こういったものを御活用していただき、下水道接続のさらなる推進というか、早めに接続をお願いしていきたいと思っている状況でございます。

あと、合併処理浄化槽につきましては、下水道は高浜市全域ではございません。下水道の区域から外れている地区もございますので、そういった下水道で整備するのには、少々不利だといった地区につきましては、合併処理浄化槽の処理区域となっております。こちらは、合併処理浄化槽転換補助金というのがございますので、汲み取り便所、単独浄化槽からの切替えの方には、そういった補助の制度も設けており、水洗化ですとか公共水域の向上に向けての対策をしておる状態でございます。以上でございます。

問（12） 金融機関でお金を借りて、そう言われたんですが、要するに所得が低くて借りても返す余裕がないという方たちもみえると思うんです。そういう方たちにどうするかっていうことがあるんですが、そのような対策はとってみえないのかどうかお示してください。

答（上下水道） あくまでも借りていただいたお金は返していただくと。少しでも御負担にならないように、利子を補給する制度を推進しておりますので、下水道としては、下水道を整備したら速やかに繋いでいただきたいですが、先ほど申し上げたように、経済的な御事情もあります。融資の制度を受けられるのが3年以内に下水道接続という条件もございますので、下水道の接続区域の

PRをさせていただいておりますので、期間を見ながら、少しお金を工面して
いただいて、制度も活用していただきたいと思います。以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第4号について質疑を打ち切
ります。

認定第5号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(12) 公共駐車場の関係ですが、教育委員会だとか、こども未来部だとか
向こうに行きましたが、駐車場が今現在は、どのようになっているのかお示し
ください。

答(都市整備) 2つの部がいきいき広場に行ったということでの駐車場の状
況かと思われませんが、一応現在、指定管理者と密に連絡を取りながら、あと、
いきいきのほうからも特定の行事がある等々の場合については、公用車を移動
するなりの措置をして、極力、駐車場を空けるというような対策をとっており
ますので、特に現状としては今までどおりの混雑というふうに聞いております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第5号について質疑を打ち切
ります。

認定第6号 平成28年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(9) 介護保険事業勘定の総括としてお聞きしたいと思います。28年度は第6期事業計画の2年目にあたり、計画値に対して実績はどのような状況であったかをお聞きします。

答(介護保険・障がい) 計画値に対する実績ということでございますが、28年度の標準給付費の計画値は23億8,152万3,000円で、これに対しまして実績は21億9,600万円となっております。計画値と比較しますと92.2%という状況でございます。

問(9) 概ね計画どおりであるとは理解しておりますが、少し下回る結果となった理由は、どのように分析しているかお願いします。

答(介護保険・障がい) 計画値と実績値を比較してみますと、居宅介護サービスのうち、通所系サービスに差が生じているということがわかっております。主な要因といたしましては、28年度に創設をされました地域密着型通所介護、このサービスの部分にあると分析をしております。

問(9) 次に、主要成果の部分の318ページ、訪問型サービス事業についてお聞きします。平成28年度から新たにシルバー人材センターによるサービスがスタートしましたが、実際に利用された方の人数と、またどのような生活支援を受けたかをお聞きします。

答(介護保険・障がい) シルバー人材センターのサービスを利用された方は、実人数で9名となります。また、支援の内容につきましては、全体の9割以上が居室などの清掃となっております。ほかの生活支援、買い物や洗濯といった支援は、少ない状況でございます。

問(9) 今後、生活支援サービスのニーズは、ますますふえてくることが予想され、シルバー人材センターによるサービスが確保できたことは評価しますが、シルバー人材センターだけでは、いずれは限界がやってくると思われれます。サービスの提供に当たっては、サービスを提供する人の養成が必要となります。28年度から支え合い・お手伝いサポーターの養成講座を開催していると伺って

いますが、これまでの実績と今後の予定についてお聞きします。

答（介護保険・障がい） 昨年度は、支え合い・お手伝いサポーターの講座を4回開催しまして、24名のサポーターを確保いたしております。修了者の多くは、シルバー人材センターの訪問型サービスの担い手として活躍をされております。講座につきましては、今後も引き続き開催をしていく予定でございますが、今後は生活支援コーディネーターが核となって、市内の訪問介護事業所や、まちづくり協議会、こういったところにも働きかけながら、人材の養成を行っていききたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（8） 主要成果の322ページ、4款2項1目、生涯現役のまちづくり事業。ずっとやられているんですけれども、以前からこれは、健康自生地をふやしたとか、そういう次元の話ですよ。以前からお話ししているのは、これを行うことによって、出歩いて要介護度がどういう改善が見られるかっていうのは、最終的にここで結果を、成果を示すんじゃないかと思っているんですよ。当初はそんなこと成り行きでいいんで、年代別にこうなって変遷してきているんだと、これは明らかに良くなっているんだと示せると思うんですけども、そういう数値って押えられていますか。

答（生涯現役まちづくり） 実際に、健康自生地に出かけられて、いろいろなプログラムに参加をしていただいておりますので、その効果測定の部分に関して言えば、大府市にあります国立長寿医療研究センターと共同研究をしております。実際にどのような活動をしていただくことが、介護予防あるいは認知症予防に繋がるかというようなものを今、調査、研究をいたしております。今年度はとくに少し運動機能が落ちてきた方、認知機能が落ちてきた方を対象にそういう自生地に半年間出かけていただいて、その効果がどのように出たかというのを今後、分析をしていくような運びになっておりますので、こういった効果測定の部分を今後お示しをしていききたいというふうに考えております。

問（8） 今後、示したいんじゃないなくて、これ、健康自生地の話を始めてもう5、6年経ちますよね。さらにプラスして認知症予防って出てきて、どんどんどんどん積み重ねていくんですけど、結果も見ずにどんどんどんどんふえてい

くだけ。要は、コストを使っていくだけ。結果、やっぱり検証してから進めるのが事業じゃないんですかね。その辺のところは、要は、何を目指しているかまでは、最初わかんないんで、そこまで求めましたけれども出てこないなと思ったんで、見ていましたけれども、基本的に今、やってみたら結果が見れるんで、その中でこういうところが足りないだとか、それを分析して進めるのが仕事じゃないんですか。違いますかね。

答（生涯現役まちづくり） 委員おっしゃるとおり、例えば医療費が削減できてきたとか、あるいは介護の認定具合が変わってきたとか、とにかくお元気な高齢者の方には、まずは健康自生地に参加していただくことを目標としてやりまして、次は、その健康自生地の担い手側に回っていただいて、いわゆるお元気な高齢者の方が高齢者を支えるというような構図を作り出すというようなことを今、イメージしてやっております。それに対して、健康寿命がどうなったとか、医療費がどうなったかというものは、いずれ、数字としてはつかんでお示しをしたいと思っております。

問（8） きょう、東京都の小池知事のことをいろいろ最近、なんていう言葉だったか忘れましたがけれども。要は、立ち止まって考えると、走りながら考えるんじゃなくて、立ち止まって、今、どういう状況になってるかと周りを見てから考えないと。動き出して考えていったら、周りは見えないんですよ。だから、ある節目節目のところをきちんと反省できるような、そういう仕組みをつくっていただかないと、どんどんどんどん広がってっちゃうだけなんで、その辺のところを、きちんと押さえるところを押さえていただきたいんで、そういう作業って考えてみえますかね。

答（生涯現役まちづくり） その効果測定の部分について言えば、先ほどからの繰り返しになりますけれども、国立長寿さんのほうと協力しながらデータ分析をしておりますし、また、歩行と健康の部分につきましても、今、花王さんのホコタッチを使って、分析をしておるところですので、実際に健康自生地に出かけられるようになって、非常にアクティブな生活をされるようになったという方は市内にたくさんいらっしゃいます。

外出していただくことが、介護予防、認知症予防につながるというのは、皆

さん、御承知のことだと思えますけれども、それを数字としてカチッと、いずれどこかの段階でお示しをさせていただきます。どんな活動をしていただくことが、あなたの健康寿命の延伸につながりますよというようなことは、いずれどこかのタイミングでお示しをさせていただきますのでよろしく願いをします。

委員長 ほかに。

問（12） 国の調整交付金というのはどにも載っていないんで、ちょっとわかりにくいんですが、国が25%を負担すると言っているんですから、きちんと負担していただきたいと思うんですが。20%負担して、あと5%は。

委員長 内藤委員、ページ数。

問（12） ページ数がちょっと、わからないので、専門だからわかると思うんです。介護保険の国の調整交付金。ですから、国庫支出金の中に入っていると思うんですが、調整交付金としては、別に載っていないもんですから、どれくらいかお示しをいただきたいと思います。

答（介護保険・障がい） 調整交付金については、決算書の288ページになると思いますが、実績といたしましては7,615万円ということで、パーセンテージといたしましては28年度実績で3.5%、対前年プラスの0.07という状況でございます。

問（12） 福祉用具のレンタル件数というのは、いろんなサービスがあるんですが、27年度に利用料が2割負担になった方だとか、世帯分離している配偶者が住民税非課税の場合、本人及び世帯分離した配偶者の預貯金が1,000万円とか、夫婦2,000万円を超える場合が支援の対象外だとかいろいろ改悪されたんですが、そういう影響はどのようにでているのかお示してください。

答（介護保険・障がい） 補足給付については、29年9月現在で対象の方は174名でございます。制度の内容が変わったことによる影響としましては、20名から30名の方が対象外になっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第6号について質疑を打ち切ります。

認定第7号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第7号について質疑を打ち切ります。

議案第51号 平成28年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第8号 平成28年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題とし、認定第8号については収入支出一括質疑を許します。

問(7) 水道管の耐震化の状況について、平成28年度末の配水管の総延長と耐震化率、それと前年度と比較をしてふえた耐震管の延長を教えてください。

答(上下水道) 平成28年度末の配水管の総延長は、前年度より386メートル伸びまして22万2,759.8メートルでございます。耐震管の総延長は、4,570.64メートル伸びまして4万1,140.46メートルになりました。耐震化率は、平成27年度が16.45%、28年度につきましては2.02%ふえまして、18.47%となっております。

問(7) 4,500メートルほど、耐震管の延長がふえたということですが、避難所へ配水する配水管の耐震化状況を教えてくださいのと、今後の予定が

わかれば教えてください。

答（上下水道） 28年度は、高取小学校と高浜中学校に配水する配水管の耐震化工事を実施いたしました。これで663.3メートルの布設が完了いたしましたので、28年度におきまして、高浜中学校へ配水する管の耐震化により、指定避難所でございます市内小中学校7校のうち5校が完了いたしました。

今後の予定につきましては、今年度平成29年度も引き続き、高取小学校へ配水する配水管を発注しておりますので、今年度末に高取小学校も完了して、6校目が完了いたします。

最後に残ります吉浜小学校への耐震化につきましては、その後2年間をかけて実施していきたいと思っております。以上でございます。

委員長 質疑の途中ですが、ここで皆さんにお諮りします。このまま続けますと、午後5時を過ぎるという見込みでございますが、残りの議案数も本件のみですので、このまま質疑を続け、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、質疑を続けます。

問（12） 資料24で、水道料金、高浜が1カ月あたり1,118円ということなんですが、20ミリのほうが2,134円ということで、市によってかなり違うんですが、これはどうしてかということ。

答（上下水道） 水道事業は、各事業体が事業運営しておりますので、その自治体の規模、いわゆる水道水をお売りするのに必要な経費等を鑑み、料金設定を議会の承認を得てしているところでございます。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（6） 決算書の21ページ、そのところに有収率が95.90%と書いてあるんですけれども、水道事業経営に大きく影響する有収率について、平成28年度が今申し上げました95.9%ということですが、前年度と比較してどのような具合になっているのかお答えください。

答（上下水道） 有収率についてお答えいたします。平成 27 年度が 96.28%でございいますので、0.38%減少している状態でございます。

問（6） 有収率が 0.38%下がっておるわけですがけれども、原因などを分析しておればお答えください。

答（上下水道） 有収率の低下の要因といたしましては、無効水量の増加によるものと考えております。無効水量には、各戸の宅内の漏水による調定軽減水量と、市が管理いたします公道部の漏水水量があります。いずれも 27 年度と比較いたしまして、増加している状況でございます。以上です。

問（6） それでは、ちなみに市が管理する水道管の延長が、いくつあるのかお答えください。

答（上下水道） 22 万 2,759.8 メートルとなっております。

問（6） 22 万 2,759.8 メートルくまなく調査するという事は、大変難しいと思いますが、この有収率というのは、水道の生命線です。有収率が高くなるか低くなるか、これで経営状態がかなり変わってくるわけですので、わたしも有収率を上げることは大変苦勞するという事はわかっておりますけれども、何かそういった対策を考えてみえるのかお答えください。

答（上下水道） ただいま委員御指摘のとおり、有収率が下がるということは、経営に対してマイナスになっていくと。上げることも大変だという御意見をいただきました。27 年度に比べて下がっておるものですから、この下がっているところについての対策といたしまして、平成 29 年度、本年度でございますが、量水器からの音聴調査に加え、側溝等、地下に浸透した水道水の漏水が流入していないかというのを調査しているところでございます。以上でございます。

意（6） 私も以前、水道に勤めておって、非常に有収率やなんかの維持には苦勞していた経験がありますので、ぜひ、有収率やなんかの維持にこれからも十分注意をはらっていただいて、少しでも有収率の向上に努めていただきたいと思いますようにお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑がないようですので、以上にて議案第 51 号及び認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 51 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら、許可いたします。なお、質疑については、まとめて行ってください。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で議案第 51 号及び認定第 2 号から認定第 8 号についてまでの質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第 51 号及び認定第 1 号から認定第 8 号までについての質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。9 月 26 日の当初において予定としては、本日は質疑を行い、採決は 29 日に行うことで御承認をいただいておりますが、委員各位の御協力により、円滑に委員会を進行することができましたので、時間的に採決を行うことができます。委員各位には、その点を御理解いただきましてお諮りいたしますが、本日、採決を行ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日、採決まで行います。

《採 決》

議案第 51 号 平成 28 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手多数により原案可決

認定第 1 号 平成 28 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 2 号 平成 28 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

挙手多数により原案認定

認定第 3 号 平成 28 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定につい
て

挙手全員により原案認定

認定第 4 号 平成 28 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

挙手全員により原案認定

認定第 5 号 平成 28 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

挙手全員により原案認定

認定第 6 号 平成 28 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 7 号 平成 28 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 8 号 平成 28 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってもよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声する者あり。

委員長 御異議ないと認めます。正副委員長に一任させていただきますので、よろしく願いいたします。

市長挨拶

委員長 以上で決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 5 時 7 分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長